

吉岡町公共下水道事業

経営戦略

(2021 (令和 3) 年度
~2030 (令和 12) 年度)

2021 (令和 3) 年 3 月

吉岡町上下水道課

目次

第1章 経営戦略の策定にあたって	1
1. 経営戦略策定の意義.....	1
2. 経営戦略策定の方向性.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 経営戦略の位置付け.....	2
第2章 下水道事業の現状	3
1. 下水道事業の概要.....	3
2. 下水道使用料の概要・考え方.....	5
3. 民間活力の活用等.....	5
4. 人口の現状.....	6
5. 組織・職員の現状.....	7
6. 有収水量の現状.....	8
7. 更新期を迎える下水道施設.....	9
8. 経営の状況.....	11
9. 他団体と比較した経営状況.....	14
第3章 下水道事業を取り巻く将来推計	20
1. 本町の将来人口.....	20
2. 有収水量の推計.....	21
3. 使用料収入の推計.....	21
4. 更新需要の見通し.....	22
第4章 経営基本方針	24
1. 下水道に求められる役割.....	24
2. 経営方針.....	24
第5章 投資・財政計画（収支計画）	25
1. 投資試算.....	25
2. 財源試算.....	27
3. 投資・財政計画（収支計画）の策定結果.....	30
第6章 効率化・経営健全化への今後の取組	44
1. 不明水対策.....	44
2. 施設の長寿命化.....	44
3. スtockマネジメントの導入.....	44
4. 適正な下水道使用料の検討.....	44
第7章 経営戦略策定後の検証・更新	45

第1章 経営戦略の策定にあたって

1. 経営戦略策定の意義

下水道事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

吉岡町（以下「本町」）の下水道事業は、2020（令和2）年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、事業経営の健全化へ向けて一歩踏み出したところです。本町公共下水道事業では、下水道事業の現在及び将来を見据えた「投資・財政計画」を立て、適正な財源確保と投資の合理化を図り、今後も町民に下水道サービスを安定的かつ継続的に提供していくための指針として「吉岡町公共下水道事業経営戦略」を策定します。

2. 経営戦略策定の方向性

下水道に求められる役割を果たし、事業を将来にわたって継続的に運営していくため、次のような点を重視して経営戦略を立案し、同戦略に基づく合理的な経営を推進していくものとします。

(1) 現状分析と将来予測

下水道事業に関する現状分析、将来予測や経営環境の類似する団体との比較分析に基づき経営戦略を策定します。

(2) 実現可能な戦略

下水道事業における管路施設等の状況を踏まえた「投資試算」と、使用料収入、一般会計からの繰入金、企業債、受益者負担金などの財源試算を行い、担当部局との調整を図った上で経営戦略を策定します。

(3) 経営健全化の取組の推進

投資（支出）と財源（収入）を均衡させ安定的な経営を実現するため、組織運営の効率化や人材育成、新たな経営資源の確保策など、経営健全化に向けた取組を経営戦略において整理し、推進していきます。

3. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、本町においては計画期間を2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直していくものとします。

4. 経営戦略の位置付け

国は、保有資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少等に伴う使用料収入の減少等により公営企業の経営環境が厳しさを増していることから、2014（平成26）年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知し、地方自治体に経営戦略の策定を要請しています。

これを受けて、吉岡町下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道）経営戦略は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間における中長期的な経営方針として策定するものです。

同戦略は、吉岡町総合計画を踏まえ、今後の下水道事業の上位計画として、公共下水道事業における主要施策や予算に反映することとします。

第2章 下水道事業の現状

1. 下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、群馬県の利根川上流流域下水道（県央処理区）事業計画を上位計画とし、1977（昭和52）年に流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道として全体計画を策定しました。公共下水道は1981（昭和56）年11月に事業認可を受け事業を進めています。

特定環境保全公共下水道は、1984（昭和59）年2月に事業認可を受け事業を進めています。

その後、上位計画の見直し等に伴い事業計画の変更を行い、2017（平成29）年3月時点の処理区では事業計画面積398.6haとなっています。

2020（令和2）年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定）を適用し企業会計方式に移行しました。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業計画概要は以下のとおりです。

表2-1 吉岡町公共下水道事業事業計画の概要

項 目	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道
供用開始年度	昭和62年度 （供用開始後33年）	昭和62年度 （供用開始後33年）
地方公営企業法適用	法適用（財務適用） 2020年度	法適用（財務適用） 2020年度
流域下水道接続	有 （利根川上流流域下水道）	有 （利根川上流流域下水道）
処理方式	分流式	分流式
処理区域内人口	10,454人	2,081人
水洗化人口	8,908人	1,998人
処理区域内人口密度	4,016.6人/K㎡	4,072.6人/K㎡
普及率	48.5%	9.7%
水洗化率	85.2%	96.0%

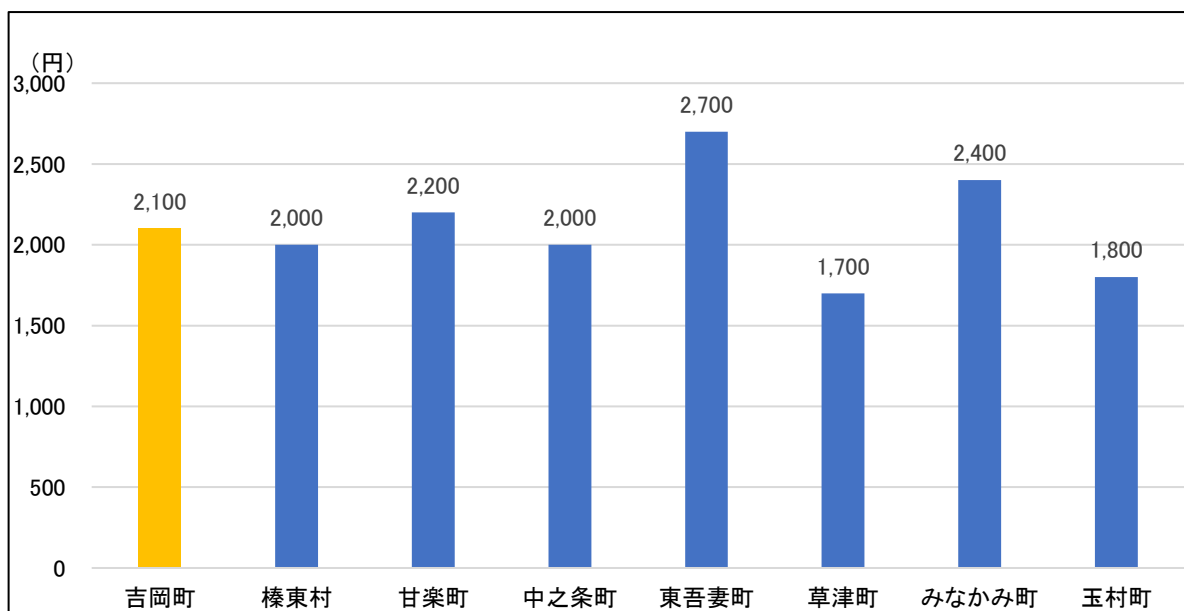
2. 下水道使用料の概要・考え方

下水道料金 = (基本使用料 + 超過使用料) × 1.10 (消費税) ※10円未満切り捨て

基本使用料 (月当たり)		超過使用料 (月当たり)	
汚水量	金額	汚水量	金額 (1 m ³ につき)
10 m ³ まで	1,000 円	11 m ³ 以上 40 m ³ 以下	110 円
		41 m ³ 以上 100 m ³ 以下	120 円
		101 m ³ 以上	130 円

(出典) 吉岡町下水道条例

近隣自治体の1ヶ月20 m³当たりの下水道使用料 (税抜)



3. 民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託	マンホールポンプ維持管理点検業務
	指定管理者制度	活用していない。
	PPP・PFI	活用していない。
資産活用の状況	エネルギー利用	活用していない。
	土地等利用	未利用土地等はないため、土地等の利活用はしていない。

4. 人口の現状

全国的に人口減少が進む中、本町の人口は、その地理的優位性等によりほぼ一貫して増加しています。

処理区域内人口についても、人口増加に伴い伸びています（表 2-2）。

表2-2 吉岡町の人口推移

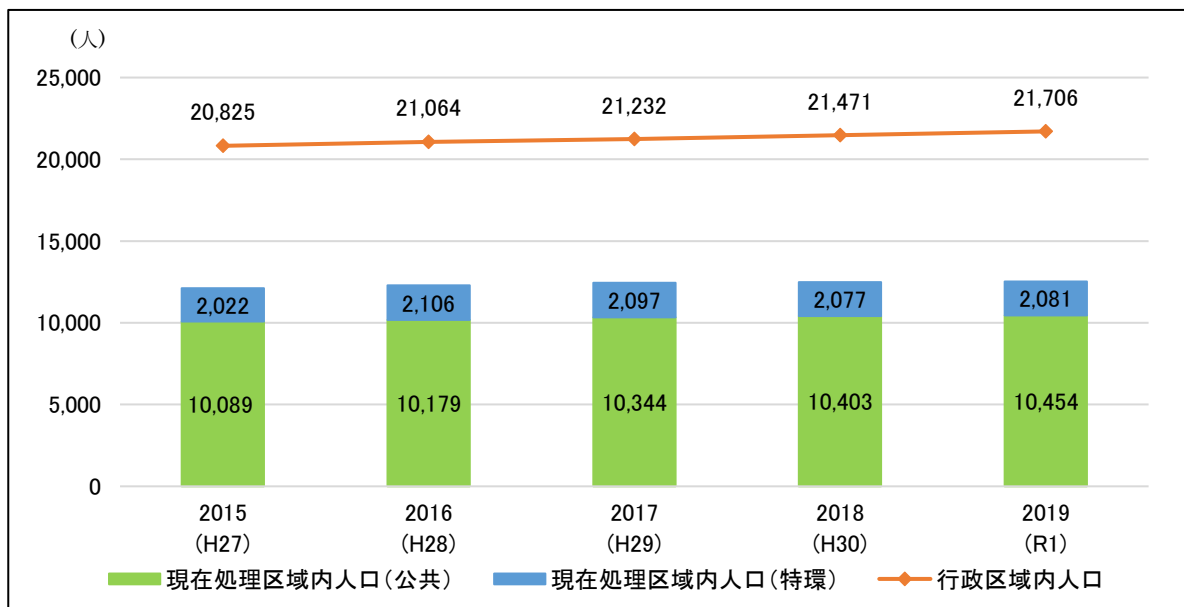
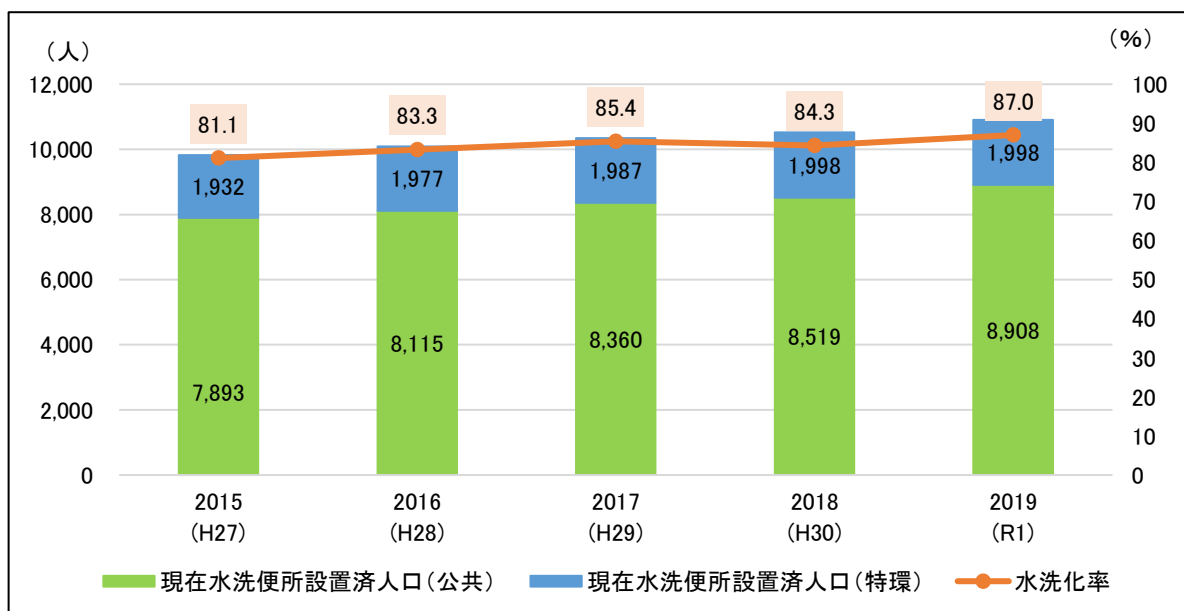


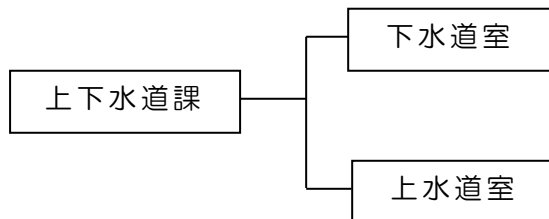
表2-3 水洗化人口と水洗化率の推移



5. 組織・職員の現状

吉岡町上下水道課の組織体制は以下のとおりです。

図 2-2 吉岡町上下水道課組織体制（2020（令和2）年3月現在）



上下水道課における主な業務内容は以下のとおりです。

下水道室

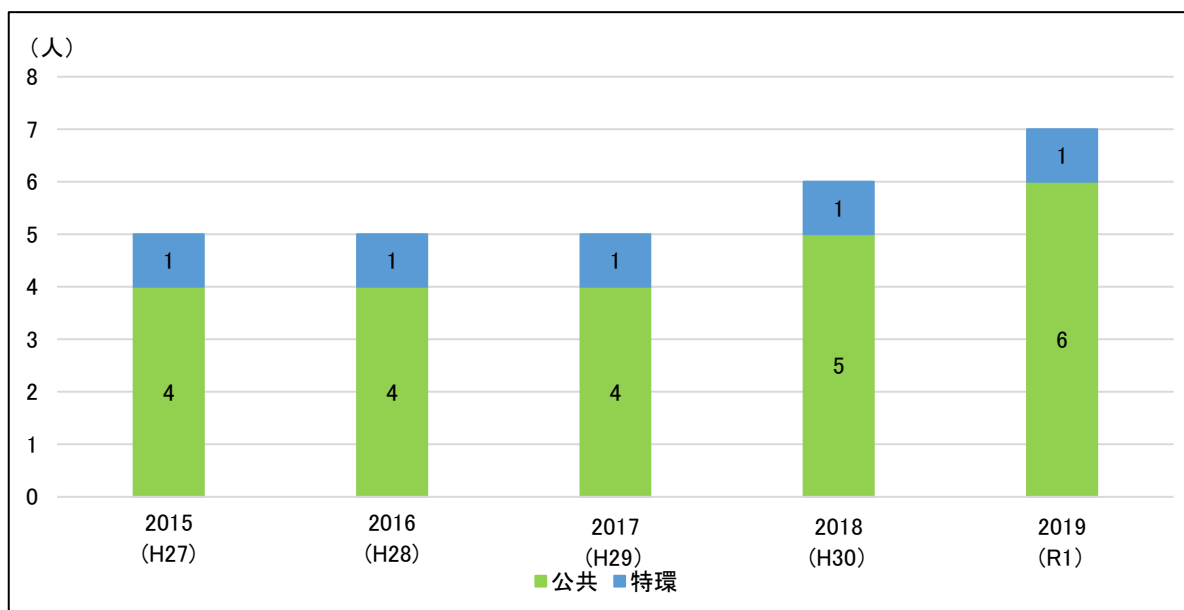
- (1) 家庭雑排水処理に関すること。
- (2) 合併処理浄化槽に関すること。
- (3) 下水道の使用料に関すること。
- (4) 下水道事業の受益者負担金に関すること。
- (5) 公共下水道計画に関すること。
- (6) 公共下水道の建設及び維持管理に関すること。
- (7) 農業集落排水事業計画に関すること。
- (8) 農業集落排水事業の建設及び維持管理に関すること。

上水道室

- (1) 業務の総合調整に関すること。
- (2) 出納その他会計事務に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 資産管理及び文書管理に関すること。
- (5) 営業の企画に関すること。
- (6) 業務統計に関すること。
- (7) 水道料金の調定に関すること。
- (8) 水道料金等の徴収に関すること。
- (9) 水道用水の供給及びその記録の整理報告に関すること。
- (10) 水道施設の維持管理及び工事の施工に関すること。
- (11) 貯蔵品管理に関すること。
- (12) その他水道施設に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

（出典）吉岡町事務分掌に関する規則

表2-4 職員数の推移



6. 有収水量の現状

下水道使用料の対象汚水量である有収水量とは、下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことです。有収水量の推移を比較すると、2015（平成27）年度は874,572 m³でしたが、2019（令和元）年度には913,708 m³になるなど、人口の増加に伴い増加しています（表2-5）。

有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除した、一人一日当たりの有収水量は、2009（平成21）年度の260ℓに対して2018（平成30）年度は237ℓと減少傾向にあります。これは、節水意識の向上や節水機器の普及が影響していると考えられます（表2-6）。

表2-5 有収水量の推移

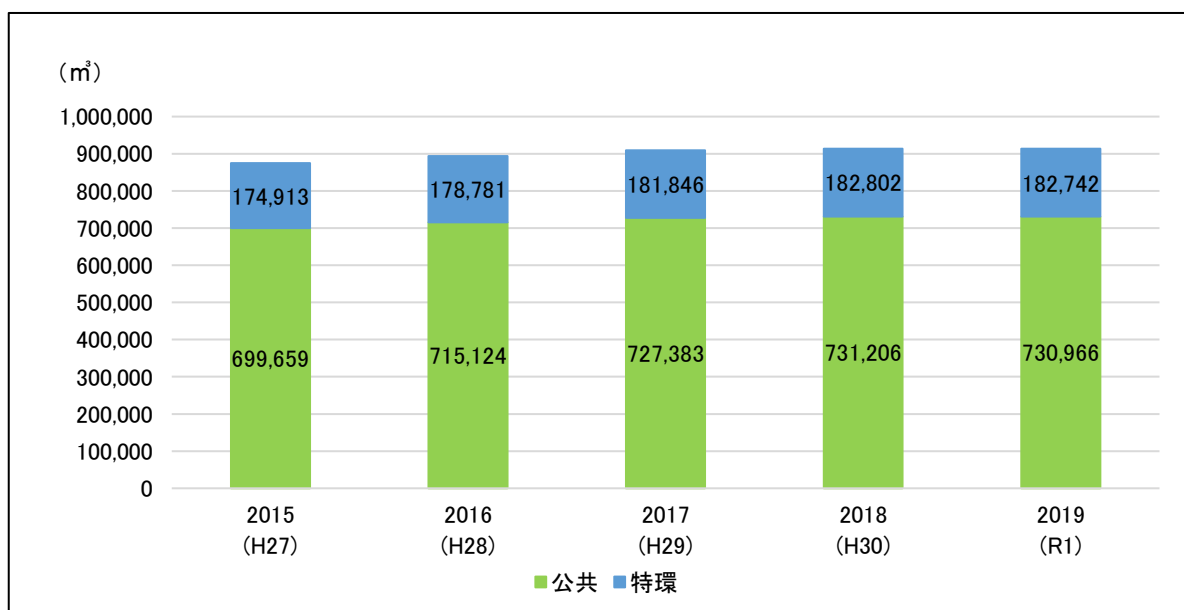


表2-6 一人一日当たり有収水量の推移（公共）

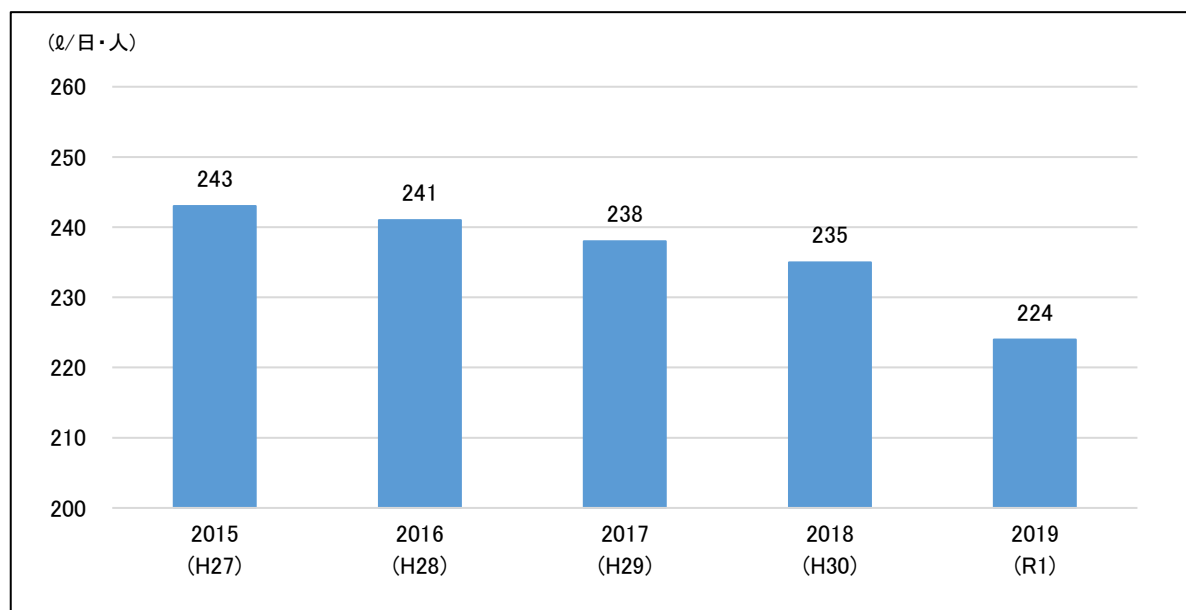
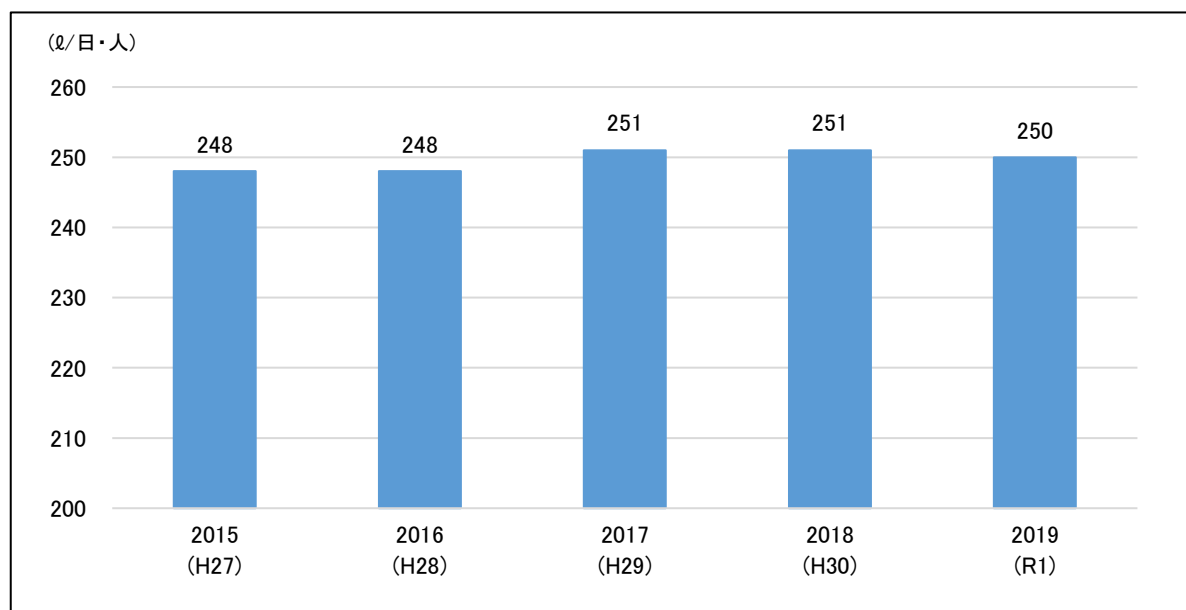


表2-7 一人一日当たり有収水量の推移（特環）



7. 更新期を迎える下水道施設

下水道施設（管路やコンクリート構造物）の標準的な耐用年数は50年であり、機械・電気設備の標準耐用年数は設備により異なるものの、概ね15年とされています。一般的に、耐用年数を過ぎると、機能の不具合や劣化の兆候が現れるため、改築更新を検討することが必要です。

本町においては、供用開始（1987（昭和62）年度）から33年経過する中、ポンプ施設の老朽化が進んでいることから、今後改築需要が集中することが懸念されます。

このため、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入により安定した運転を確保するなど、計画的な維持・修繕及び改築を行い、持続

可能な下水道事業の安定した経営を行うことが求められます。

(1) ポンプ施設

ポンプ施設では、標準耐用年数を過ぎる機械・電気設備の更新時期を迎えます。

重要インフラであるポンプ施設の重大な故障や機能停止を回避するためには、老朽化施設等の長寿命化による予防保全型の施設管理と計画的な改築更新が今後必要不可欠となり、ポンプ施設の機械・電気設備の更新については、ライフサイクルコストが安価となるよう、総合的に検討する必要があります。

(2) 管路

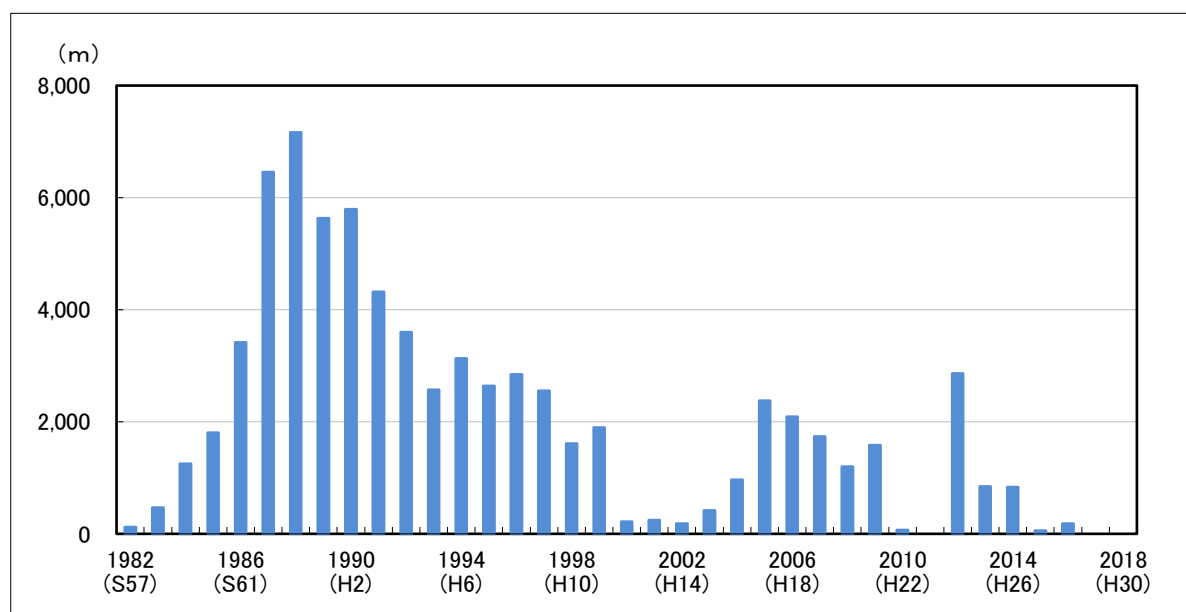
管路については、標準的な耐用年数 50 年を過ぎるのは 2032(令和 14)年頃からであり、それ以降に、耐用年数を超過する施設が増加していくこととなります。

管路の劣化は、破損による不明水の増加や道路陥没等の重大事故にも繋がることから、適正な維持管理と計画的な改築更新を進めていく必要があります。

また、2015(平成 27)年度に下水道法が改正され、維持修繕基準の創設により、腐食環境下（管路コンクリートの材質で、圧送管吐出し先、落差・段差が大きい箇所、伏越し下流部など）の管路施設は、5年に1回以上の点検が義務付けられました。

今後の下水道事業においては、増大する改築需要に対応すべく、施設全体の管理を最適化する手法を定め、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することが必要となります。

表2-8 年度別管路布設延長



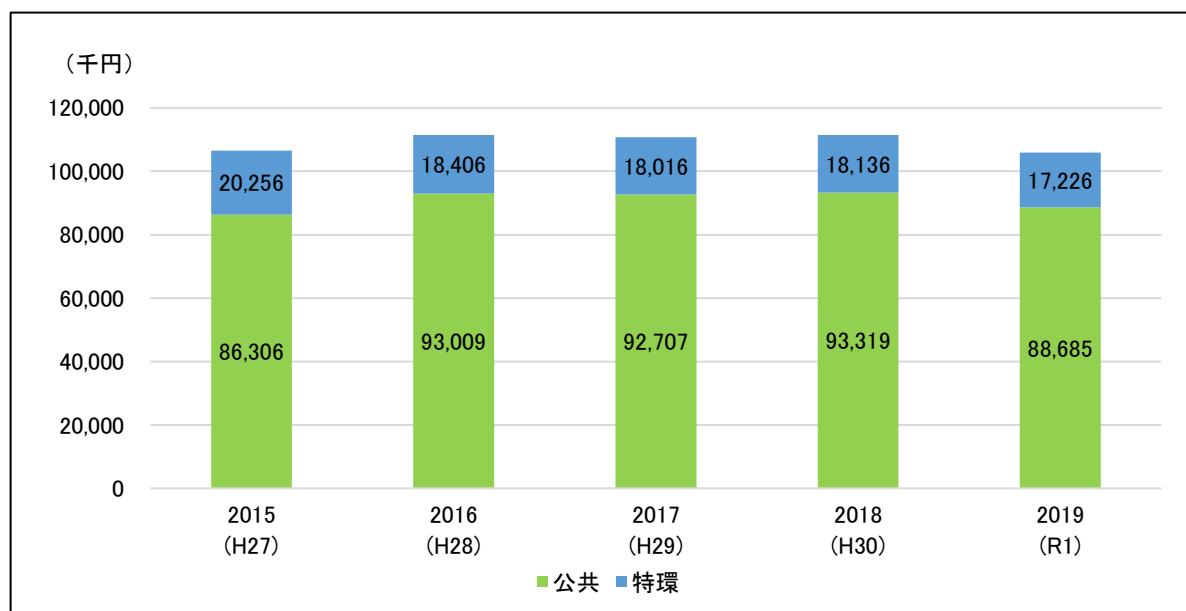
8. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

下水道事業の下水道使用料は、1995（平成7）年12月15日に定められ、消費税改定に伴う料金改定を除き料金改定は行っていません。

公共下水道事業の下水道使用料は、2019（令和元）年度で105,911千円となっています。（公共：88,685千円、特環：17,226千円）

表2-9 下水道使用料の推移

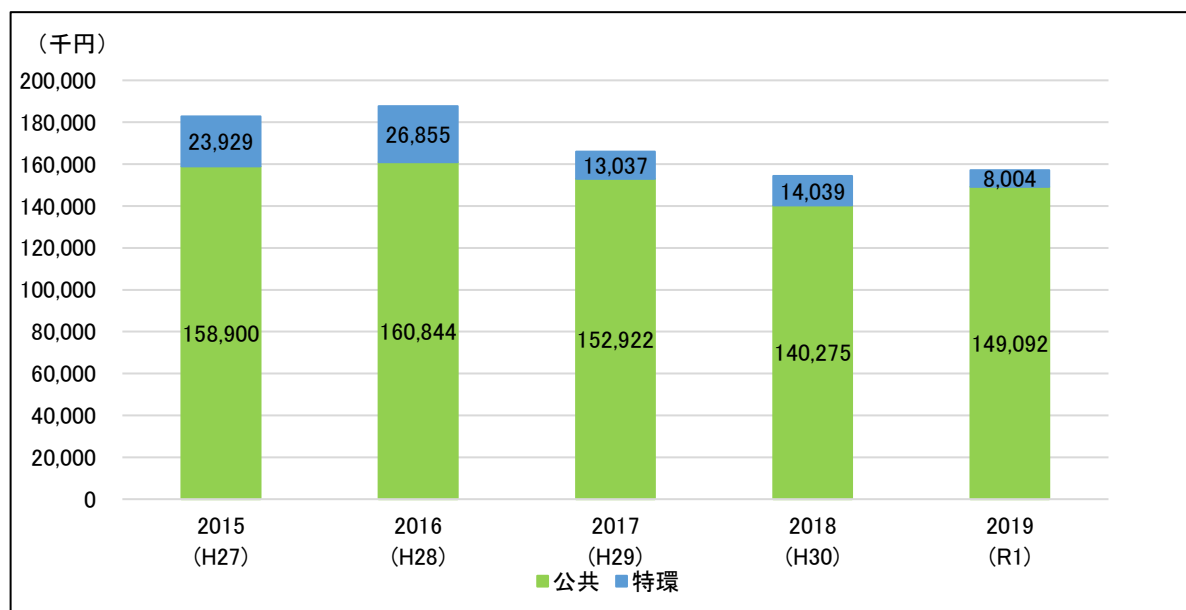


(2) 繰入金

繰入金とは、一般会計から繰り入れられる現金のことで、その財源は町税等です。2019（令和元）年度は157,096千円を繰り入れています。事業規模や整備年度などにより単純に比較はできませんが、多額の繰入金を一般会計から繰り入れている状況です。

なお、国は地方公営企業法に基づく下水道などの公営企業の経営の健全化のため、国が定める公営企業繰出基準により一般会計が公営企業会計に繰り入れたときは、その一部について地方交付税等において考慮することとしています。

表2-10 繰入金の推移



(3) 経費回収率の状況

経費回収率とは、使用料単価に対する汚水処理原価の割合のことで、この数値が100%未満である場合には、汚水処理に係る費用を料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。本町では、公共下水道及び特定環境保全公共下水道においては、汚水処理原価が使用料単価を上回っているため、汚水処理費用を使用料収入で賄えきれていません。この賄えきれていない単価分の費用は一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。

表2-11 使用料単価・汚水処理原価・経費回収率の推移（公共下水道）

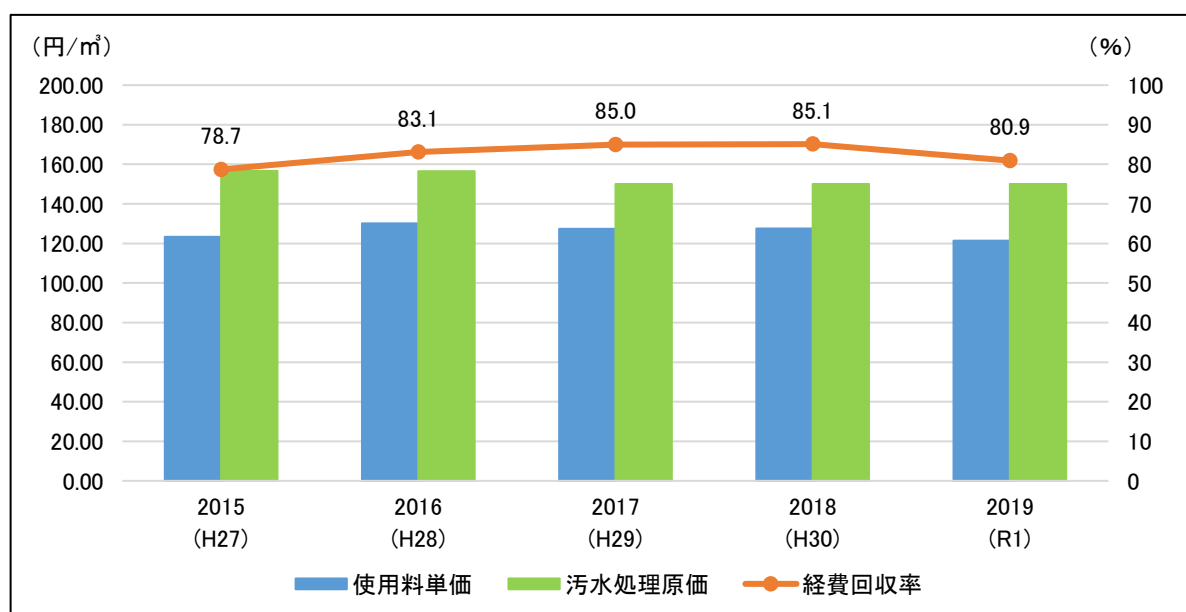
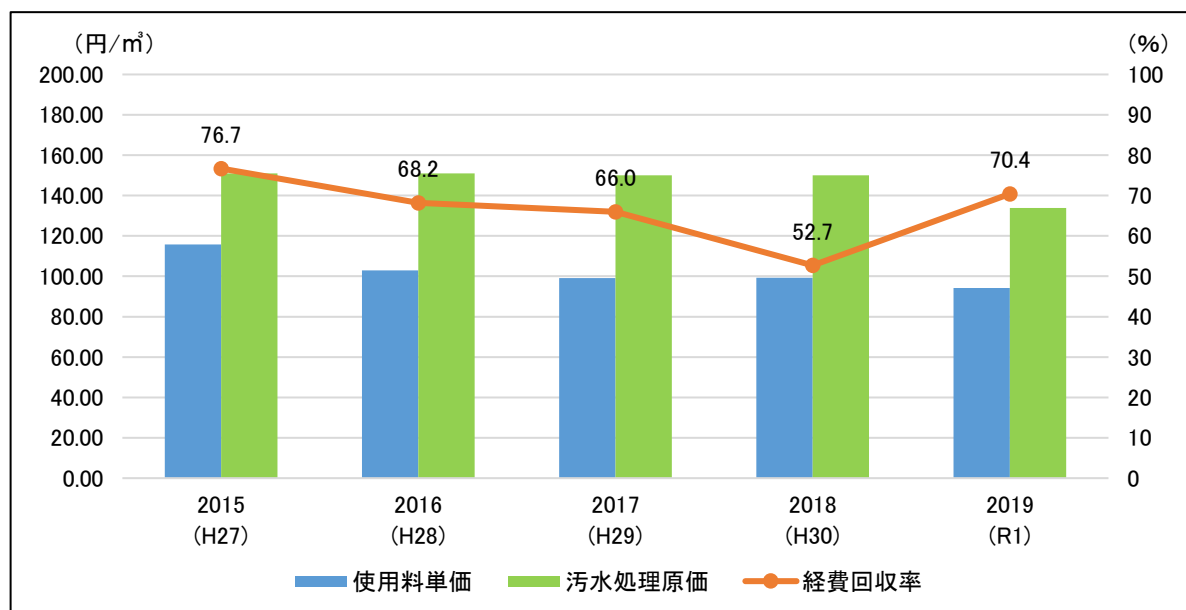


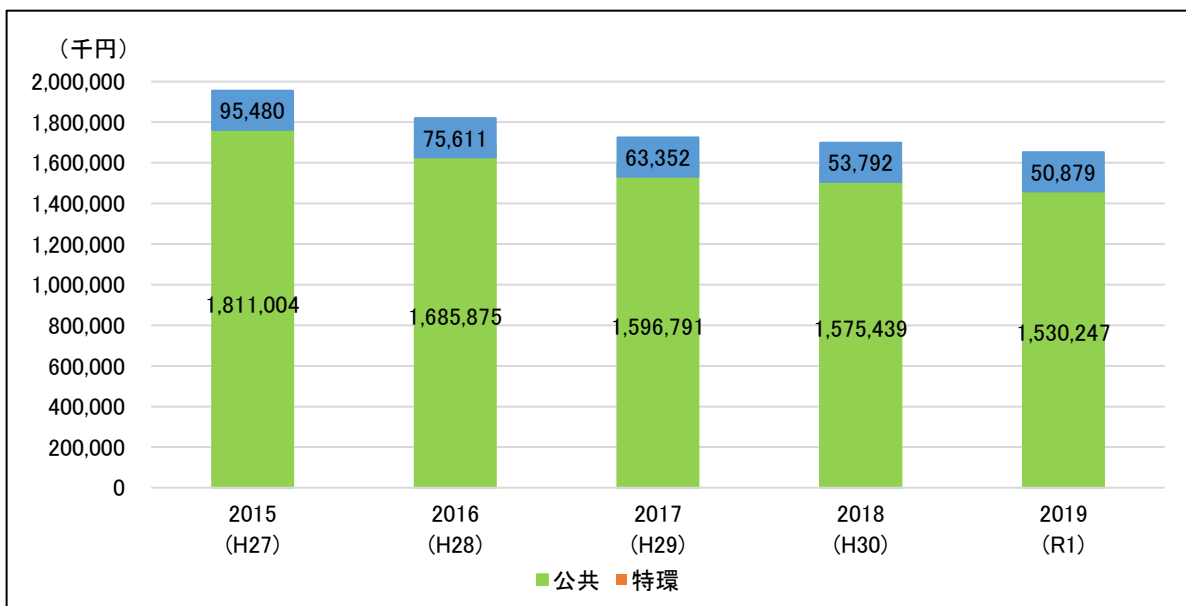
表2-12 使用料単価・汚水処理原価・経費回収率の推移（特定環境保全公共下水道）



(4) 企業債の状況

企業債残高は減少を続けており、2019（令和元）年度末には 1,581,126 千円となっています。

表2-13 企業債残高の推移



9. 他団体と比較した経営状況

本町の経営状況を客観的な視点を持って分析するため、他団体との比較を検証します。

検証の手法は、経営比較分析表を用います。経営比較分析表とは、経営・施設等の状況を表す経営指標を用いた経年比較や他団体との比較を行うためのもので、地方公営企業において、2014（平成26）年度決算から公表することを国から要請されています。

【公共下水道事業】

(1) 経営の健全性・効率性

経営比較分析表では、経営の健全性・効率性について6指標が示されています。ここでは、これら6指標をそれぞれ分析します。

なお、各経営指標の望ましい方向については、次のとおりです。

↑：増加が望ましい指標 ↓：減少が望ましい指標

(1) 収益的収支比率			業務評価：↑
吉岡町実績	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
()は類似団体平均	96.9%(-)	98.7%(-)	101.2%(-)
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$		
分析結果	指標値は100%未満となっており、費用や地方債償還金に対する収益が不足しています。指標の改善には下水道使用料の改定による使用料収入の増加や、経営効率化による費用の圧縮などが考えられます。		

(2) 企業債残高対事業規模比率			業務評価：↑
吉岡町実績	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
()は類似団体平均	1,811.8% (1,111.3%)	1,721.5% (799.1%)	1,687.3% (768.6%)
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。		
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		
分析結果	明確な数値基準はないものの、指標値が類似団体平均に対して2倍近い数値となっており、事業規模に対しての地方債残高は多くなっていると言えます。指標値を減少させるには、下水道使用料の改定による使用料収入の増加（事業規模の拡大）や、地方債の削減などが考えられます。		

(3) 経費回収率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	83.1%(75.5%)	85.0%(87.7%)	85.1%(88.1%)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$		
分析結果	指標値が100%を超えた場合には、汚水処理費を下水道使用料による収入で賄えていることを示します。類似団体平均と比して指標値は同水準です。指標値向上のためには下水道使用料の改定や、経営効率化による汚水処理費の圧縮などの対策が考えられます。		

(4) 汚水処理原価			業務評価：↓
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	156.6円 (208.0円)	150.0円 (180.1円)	150.0円 (179.3円)
指標の説明	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。		
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$		
分析結果	類似団体平均と比して低い傾向にありますが、(3)経費回収率と併せて分析を行い、適正な汚水処理原価を考えていく必要があります。		

(5) 水洗化率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	80.4%(83.9%)	82.9%(89.7%)	81.9%(89.8%)
指標の説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		
分析結果	類似団体平均と比して低い数値となっており、水洗化を進めていく必要があります。		

(2) 老朽化の状況

老朽化の状況について、経営比較分析表では、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率及び管渠改善率の3指標が示されています。しかしながら、本町においては2018（平成30）年度時点において法非適企業であったため、減価償却費等を行っておらず、管渠老朽化率については算出できません。管渠改善率についてのみ分析を行います。

(6) 管渠改善率		業務評価：↑	
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	0.0%(0.2%)	0.1%(0.2%)	0.0%(0.2%)
指標の説明	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。管渠の更新ペースや状況を把握できる。		
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		
分析結果	2018（平成30）年度の指標値は0.0%となっており、管渠の老朽化対策等の観点から管渠の更新を進めていく必要があります。		

【特定環境保全公共下水道】

(1) 経営の健全性・効率性

経営比較分析表では、経営の健全性・効率性について 6 指標が示されています。

ここでは、これら 6 指標をそれぞれ分析します。

なお、各経営指標の望ましい方向については、次のとおりです。

↑：増加が望ましい指標 ↓：減少が望ましい指標

(1) 収益的収支比率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	109.3%(-)	96.9%(-)	96.6%(-)
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$		
分析結果	2017(平成29)年度以降は100%未満となっており、費用や地方債償還金に対する収益が不足しています。指標の改善には下水道使用料の改定による使用料収入の増加や、経営効率化による費用の圧縮などが考えられます。		

(2) 企業債残高対事業規模比率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	410.2% (1,298.9%)	350.8% (1,144.9%)	295.6% (1,252.7%)
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。		
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		
分析結果	類似団体平均よりも低い水準で推移しています。今後、必要な更新事業等を実施するための財源として、適切な企業債残高の水準について検証を行います。		

(3) 経費回収率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	68.2%(69.9%)	66.1%(88.2%)	66.1%(87.0%)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$		
分析結果	指標値が100%を超えた場合には、汚水処理費を下水道使用料による収入で賄えていることを示します。類似団体平均と比して指標値は低く、指標値向上のためには下水道使用料の改定や、経営効率化による汚水処理費の圧縮などの対策が考えられます。		

(4) 汚水処理原価			業務評価：↓
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	151.0円 (235.0円)	150.0円 (173.9円)	150.0円 (177.0円)
指標の説明	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。		
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$		
分析結果	類似団体平均と比して低い傾向にありますが、(3)経費回収率と併せて分析を行い、適正な汚水処理原価を考えていく必要があります。		

(5) 水洗化率			業務評価：↑
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	97.8%(83.5%)	98.3%(87.0%)	96.2%(87.8%)
指標の説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		
分析結果	類似団体平均を上回っており、良好な数値となっています。引き続き普及を促進する必要があります。		

(2) 老朽化の状況

老朽化の状況について、経営比較分析表では、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率及び管渠改善率の3指標が示されています。しかしながら、本町においては2018（平成30）年度時点において法非適企業であったため、減価償却費等を行っておらず、管渠老朽化率については算出できません。管渠改善率についてのみ分析を行います。

(6) 管渠改善率		業務評価：↑	
吉岡町実績 ()は類似団体平均	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
	0.0%(0.1%)	0.0%(0.2%)	0.0%(0.1%)
指標の説明	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。管渠の更新ペースや状況を把握できる。		
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		
分析結果	2018（平成30）年度の指標値は0.0%となっており、管渠の老朽化対策等の観点から管渠の更新を進めていく必要があります。		

第3章 下水道事業を取り巻く将来推計

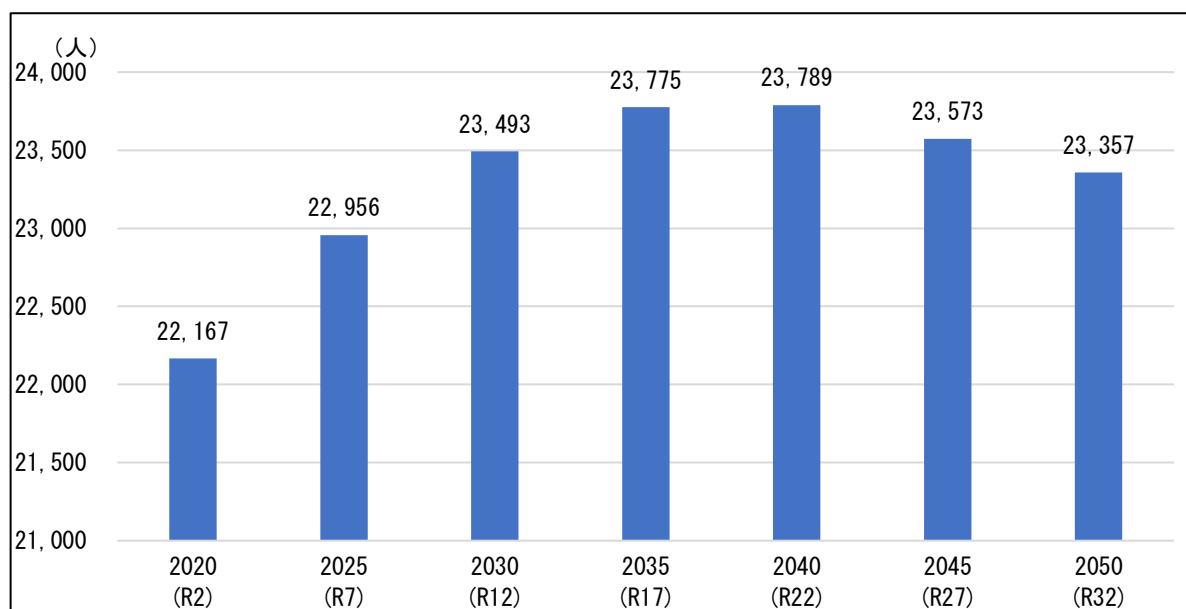
1. 本町の将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）が発表している『日本の地域別将来推計人口』によると、町の総人口は2040（令和22）年頃まで増加し、2041（令和23）年以降は減少に転じると見込まれています。

なお、2016（平成28）年2月に策定した吉岡町人口ビジョンでは、バランスのとれた人口構造を維持していくことで、2060（令和42）年に将来推計人口24,800人を目標人口としています。

本経営戦略における将来の推計人口は、社人研の発表値を基に算定を行います。

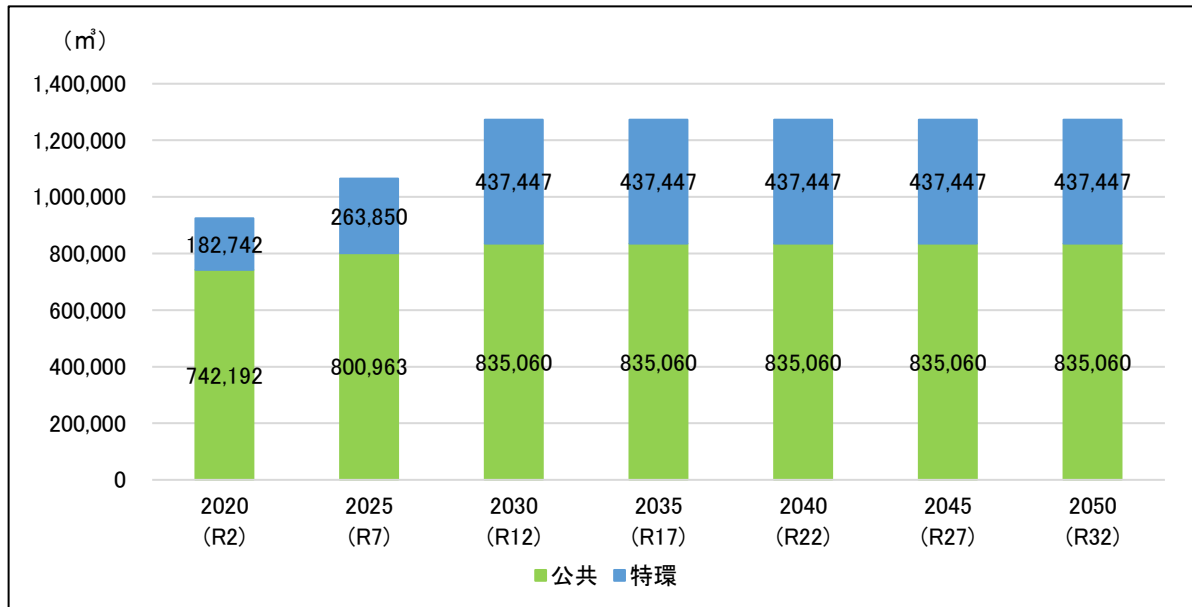
表3-1 人口の将来推計



2. 有収水量の推計

処理区域内人口の増加に伴って有収水量も増加することが見込まれるため、計画期間内は増加および横ばいで推移するものとなっています。

表3-2 有収水量の将来推計

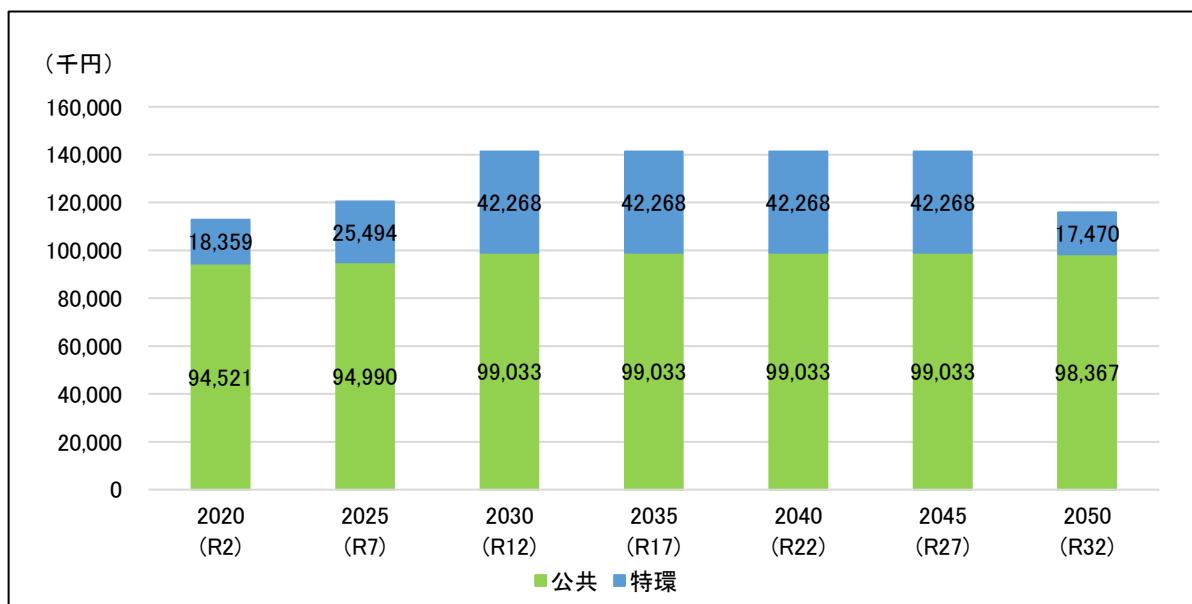


3. 使用料収入の推計

本町は今後も人口の増加が見込まれており、それに伴って処理区域内人口も増加していくことが見込まれます。

営業収益の根幹である下水道使用料は、処理区域内人口の増加に伴って有収水量も増加することが見込まれるため、計画期間内は増加および横ばいで推移するものとなっています。

表3-3 下水道使用料の将来推計



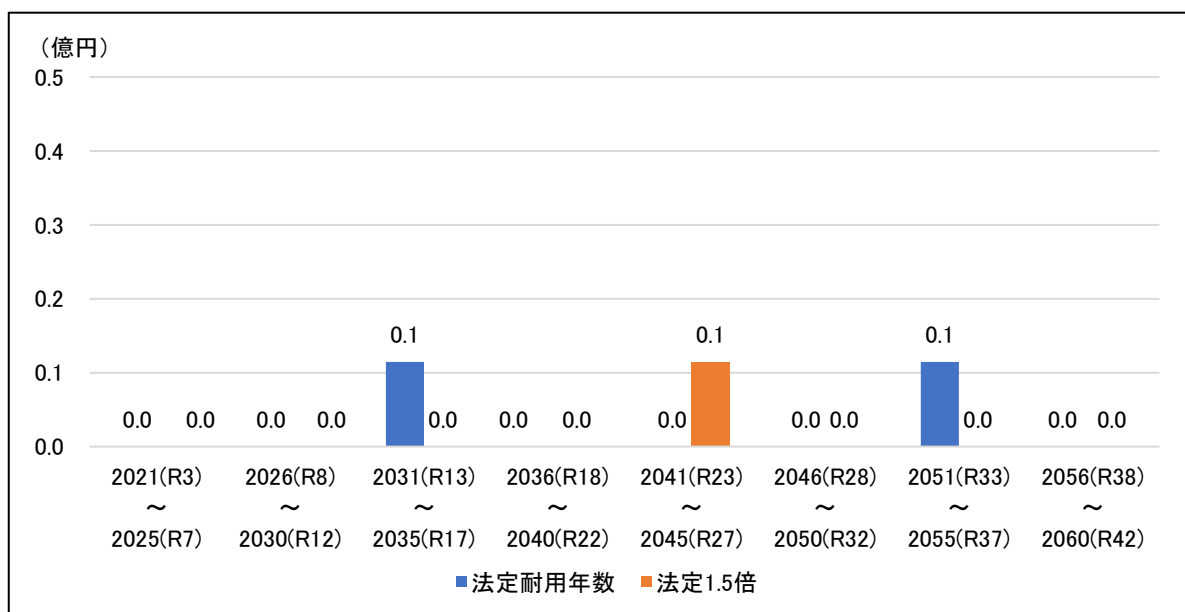
4. 更新需要の見通し

(1) 施設の更新需要予測

公共下水道事業は、1982（昭和57）年度に事業着手し、1987（昭和62）年度に供用開始しました。

施設の更新需要は、法定耐用年数で更新する場合と、ストックマネジメントガイドラインを参考に法定耐用年数の1.5倍で更新する場合を比較すると、表3-4のとおりとなります。算定した40年間の更新需要総額は、法定耐用年数での更新の場合は約0.2億円、法定耐用年数の1.5倍での更新の場合は0.1億円となります。

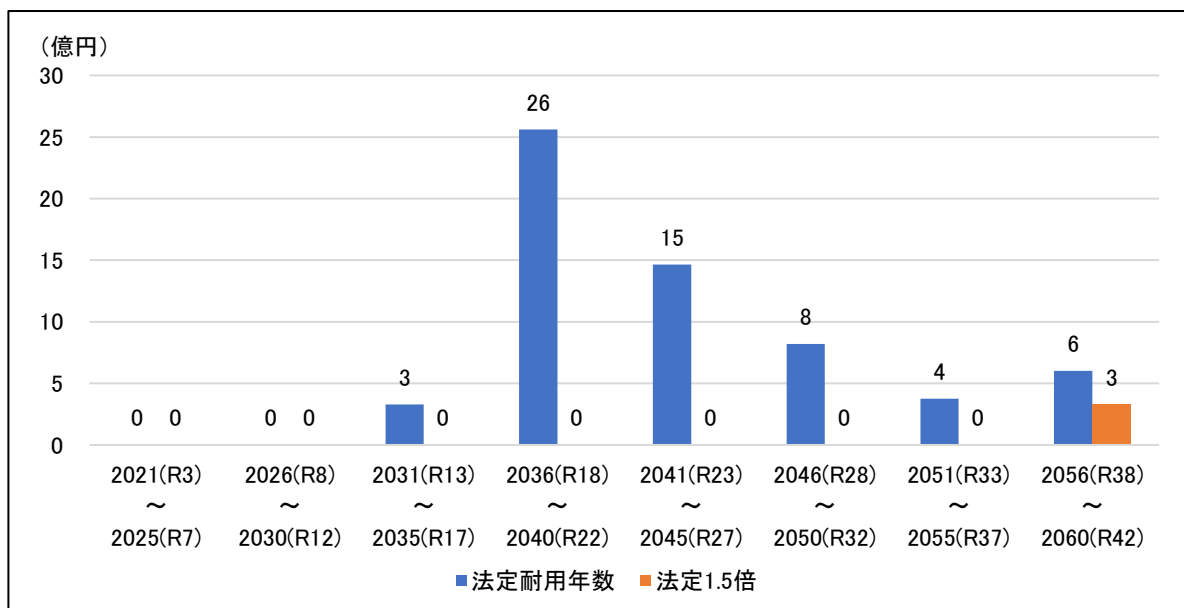
表3-4 施設の更新基準ごとの更新需要比較



(2) 管路の更新需要予測

管路の更新需要は、法定耐用年数（50年）で更新する場合と、ストックマネジメントガイドラインを参考に法定耐用年数の1.5倍で更新する場合を比較すると、表3-5のとおりとなります。算定した40年間の更新需要総額は、法定耐用年数での更新の場合約62億円となる一方で、法定耐用年数の1.5倍での更新の場合は約3億円となります。

表3-5 管路の更新基準ごとの更新需要比較



第4章 経営基本方針

1. 下水道に求められる役割

下水道は、町民の暮らしを支えるライフラインとして重要な役割を担っています。

また、生活排水を下水道施設で処理することで、町民に衛生的な環境を提供する役割を持っているとともに、自然からもたらされる水資源を活用した後に生活排水として排出された水を、適正に処理して自然に返していくことで本町の豊かな自然資源を地域内に循環させることも、下水道に求められる重要な役割です。吉岡町第5次総合計画では、主要施策の取組みとして次の2つを挙げています。

①下水道施設の整備

公共下水道と農業集落排水施設の計画区域内については、計画的な施設整備・維持管理を進めるとともに、下水道管への接続とトイレの水洗化を促進します。

②下水道事業の健全運営

事務・事業の効率化を図り、健全な下水道事業の運営を行います。

2. 経営方針

- ① 水洗化率を改善する。
- ② 適正な料金水準の検討を行う。
- ③ 他会計（一般会計）からの繰入金を減少させる。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資試算

(1) 投資の目標及び取組事項

公共下水道事業における投資の目標及び取組みとして、次の事項を計画しています。

① 投資の目標に関する事項

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の投資については、「施設設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する」ことを目標とします。

② 管路、処理場等の建設・更新に関する事項

公共下水道及び特定環境保全公共下水道は供用開始から33年が経過したところであり、管路については老朽化していないものの、マンホールポンプ場の水位計やポンプ制御盤などの機械装置は耐用年数を経過して使用している状況となっています。

財政状況に配慮しつつも、未整備地区における施設整備の推進や、施設の適切な維持管理に必要となる投資を計画的に実施します。

③ 広域化・共同化・最適化に関する事項

全国的な傾向として、污水处理施設の事業運営は、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められています。また、都道府県においては、污水处理施設の広域化を推進するための目標として、2022（令和4）年度までに広域化・共同化に関する計画を策定することが掲げられました。

本町においては、人口が増加傾向にあるなど全国的な傾向とは違う状況にあるものの、今後、近隣自治体の動向や先進事例における効果等について調査研究を行っていきます。

2025（令和7）年度から2027（令和9）年度において、農業集落排水事業3地区を公共下水道（特環）へ取り込む編入工事を予定しています。

④ 投資の平準化に関する事項

特定の年度に投資が集中することによって、年度ごとの財政負担が大きく変動しないように、計画的に投資を行うことで投資の平準化を図ってまいります。

⑤ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」

（2014（平成 26）年 3 月 下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会）によると、現状の維持管理から、包括的民間委託へ移行することにより、業務の効率性・迅速性、経済性において効果が期待されています。

本町では、マンホールポンプ場等の維持管理業務を民間事業者へ委託しています。今後も民間活用を継続しながら、事業運営の更なる効率化と適正化を図っていきます。

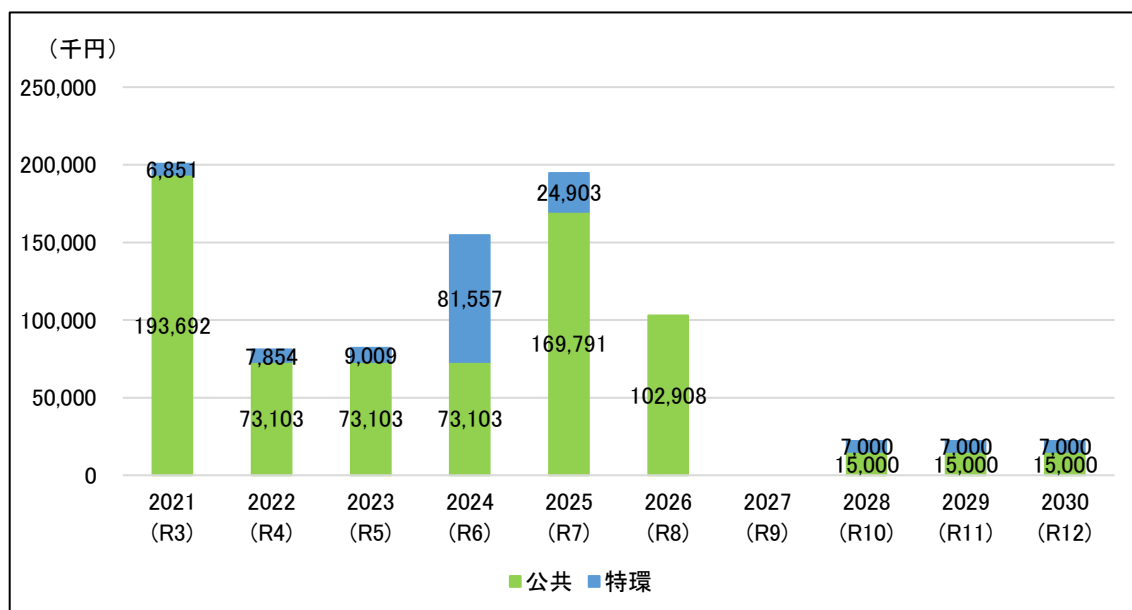
⑥ 防災・安全対策に関する事項

災害発生時などにおける行動指針などをまとめた事業継続計画（BCP）を策定し、安全対策に努めます。

(2) 投資の試算結果

公共下水道施設拡張費として、汚水管渠を布設するために係る事業費として、今後 10 年間で約 881,875 千円を見込んでいます。

表5-1 投資額の将来推計



2. 財源試算

(1) 財源の目標及び取組事項

下水道事業における財源の目標及び取組みとして、次の事項を計画しています。

① 財源の目標に関する事項

施設整備の推進により使用料収入の増収を図ること、企業債発行の抑制により企業債残高を縮小すること及び一般会計繰入金の削減を図ることを目標とします。

② 使用料収入の見通し

今後の下水道使用料については、計画期間中の人口が今後も増加する見込みであることや、農業集落排水施設を公共下水道へ接続することから、増収となっていく見込みです。

使用料収入は、次の要素により予測することが可能と考えます。

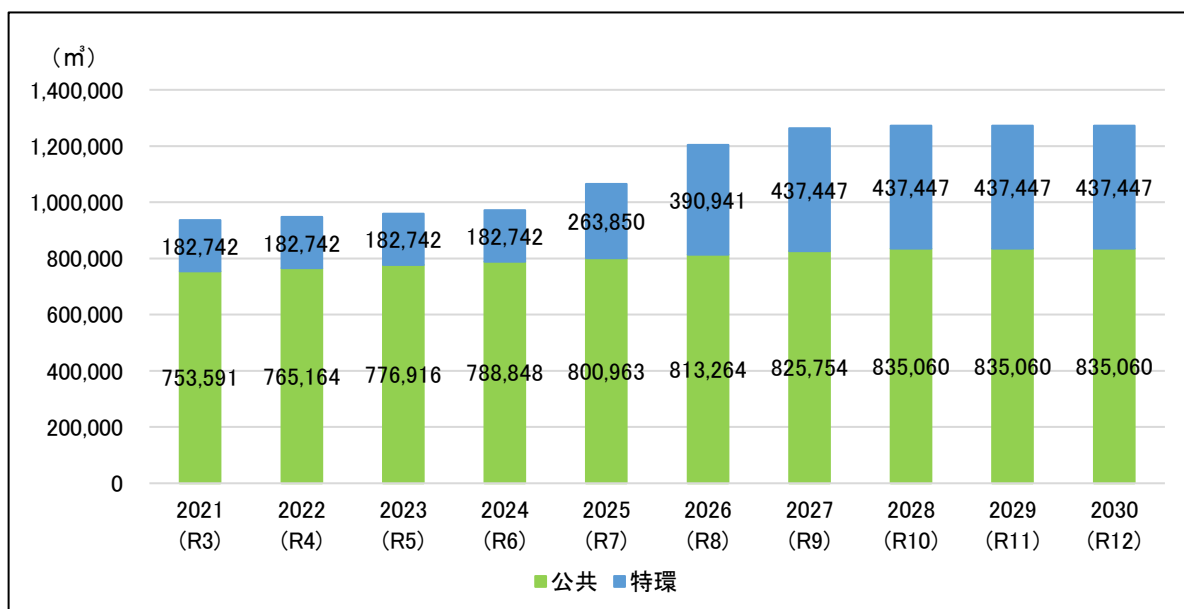
- (a) 有収水量 … 将来における有収水量
- (b) 使用料単価 … 有収水量あたり使用料単価

上記の要素については次のとおり推計を行います。

- (a) 有収水量については、普及率に比例して上昇が続くこととします。
- (b) 使用料単価については、2015（平成27）～2019（令和元）年度の実績値平均が続くこととします。（公共：118.59円、特環：96.62円）

上記を踏まえた、各要素の予測値は表5-2のとおりとなります。

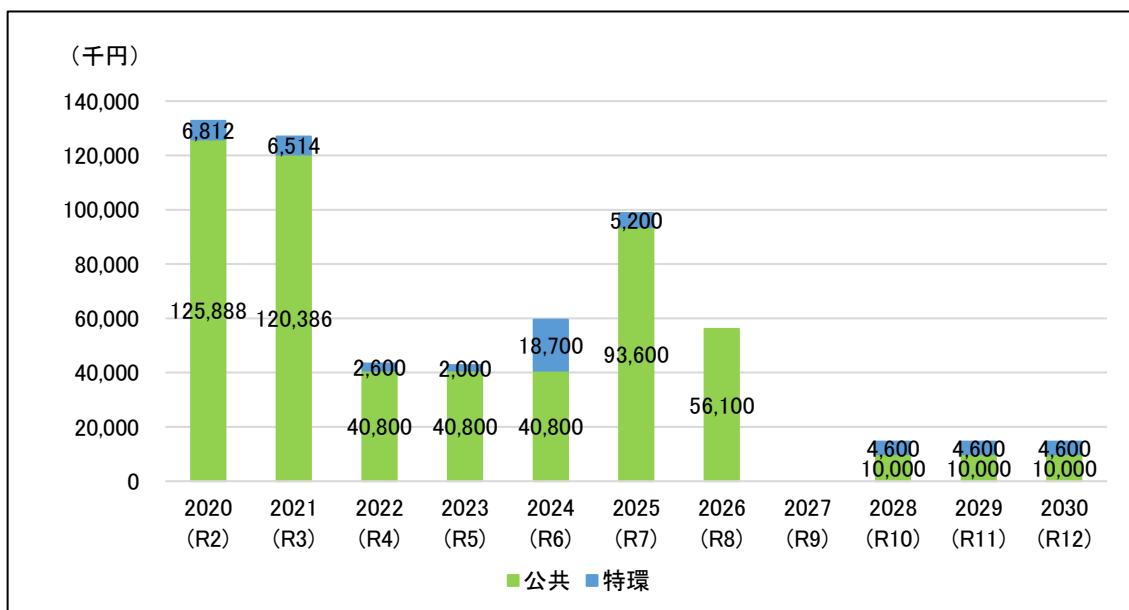
表5-2 有収水量の将来推計



③ 企業債に関する事項

下水道施設は長期的に使用するため、施設整備に要する費用は施設を利用する各世代が負担することが望ましいです。企業債発行額が多くなりすぎると将来世代への負担が過大になり、財政状況も悪化します。企業債残高が過大にならないように管理していきます。

表5-3 企業債の将来推計



④ 国庫補助金に関する事項

建設事業に係る国庫補助金として国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用しています。今後必要となる施設の老朽化対策や施設耐震化、農業集落排水施設の公共下水道への接続などの事業が国庫補助金の対象となります。

今後、国庫補助金の制度変更や国の動向に注目しつつ、効率的に補助金を活用していきます。

⑤ 繰入金に関する事項

繰入基準に基づき、適正な範囲で繰入れを行う推計とします。

(2) 財源の試算結果

(1)で掲げた取組み事項を踏まえた、財源の試算結果は表 5-4、5-5 のとおりです。

表5-4 公共下水道事業 財源の試算結果

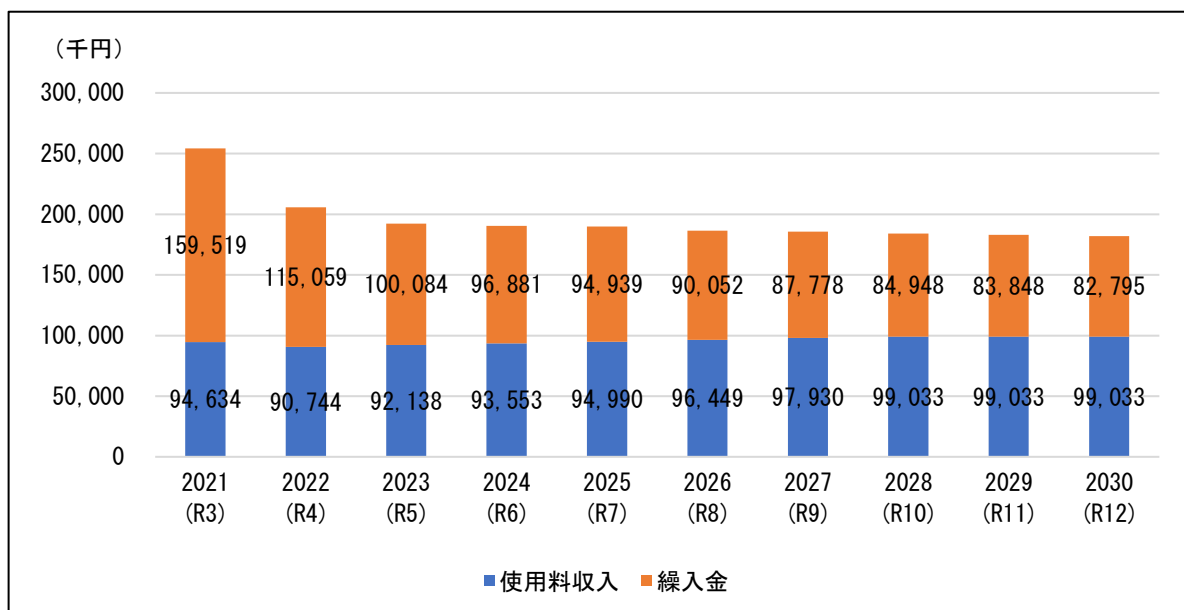
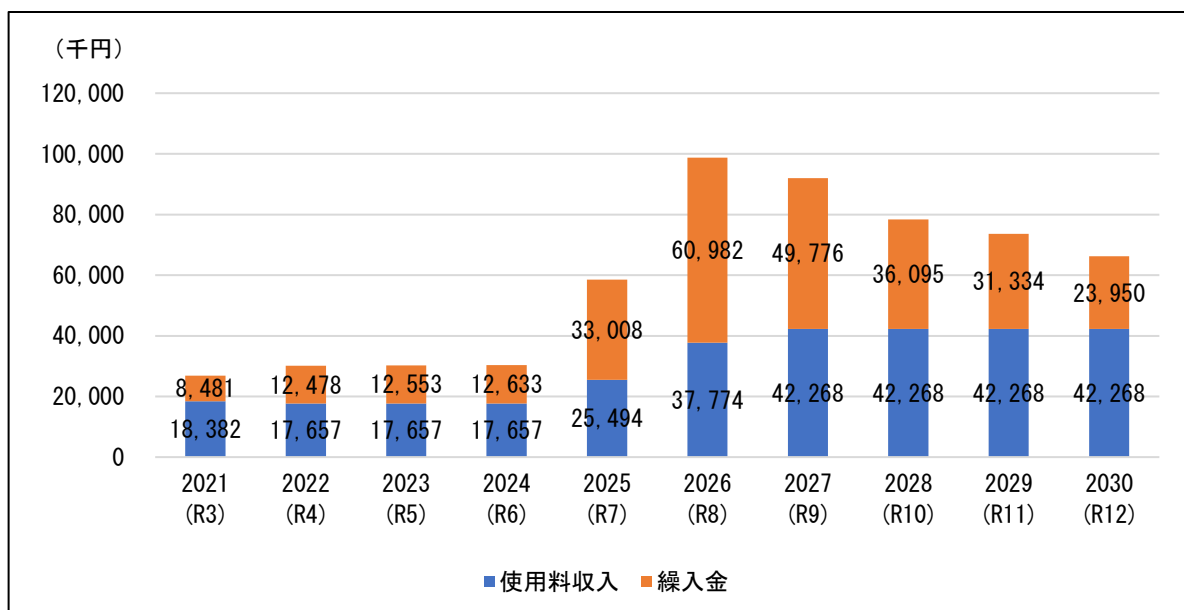


表5-5 特定環境保全公共下水道 財源の試算結果



3. 投資・財政計画（収支計画）の策定結果

(1) 投資・財政計画の策定結果

下水道事業の2021（令和3）年度～2030（令和12）年度における投資・財政計画の策定結果について説明します。

【公共下水道】

① 収益的収支

収入では、処理区域内人口の増加に比例して有収水量が増加することにより、推計年度中においては料金収入が増加傾向となっています。また、法適化に伴い長期前受金戻入が計上されていきます。

支出では、法適化に伴い計上していく減価償却費が支出を大きく増加させます。

当年度純利益は、収入において他会計補助金を繰入することなどにより、推計年度中において300千円前後で推移していきます。

② 資本的収支

支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、主に内部留保資金を補填財源として計上することで、収支均衡（ゼロ）を図ります。

③ 現預金残高と企業債残高

法適化前年度（2019（令和元）年度）は1,317千円とした現預金残高は、計画最終年度の2030（令和12）年度に72,977千円となる見込みです。

また、企業債残高は2020（令和2）年度には1,843,439千円あったものの、新たな借入れを行わないことから減少していき、計画最終年度の2029（令和11）年度には1,245,709千円にまで減少する見込みです。

表5-6 当年度純利益の将来推計推移

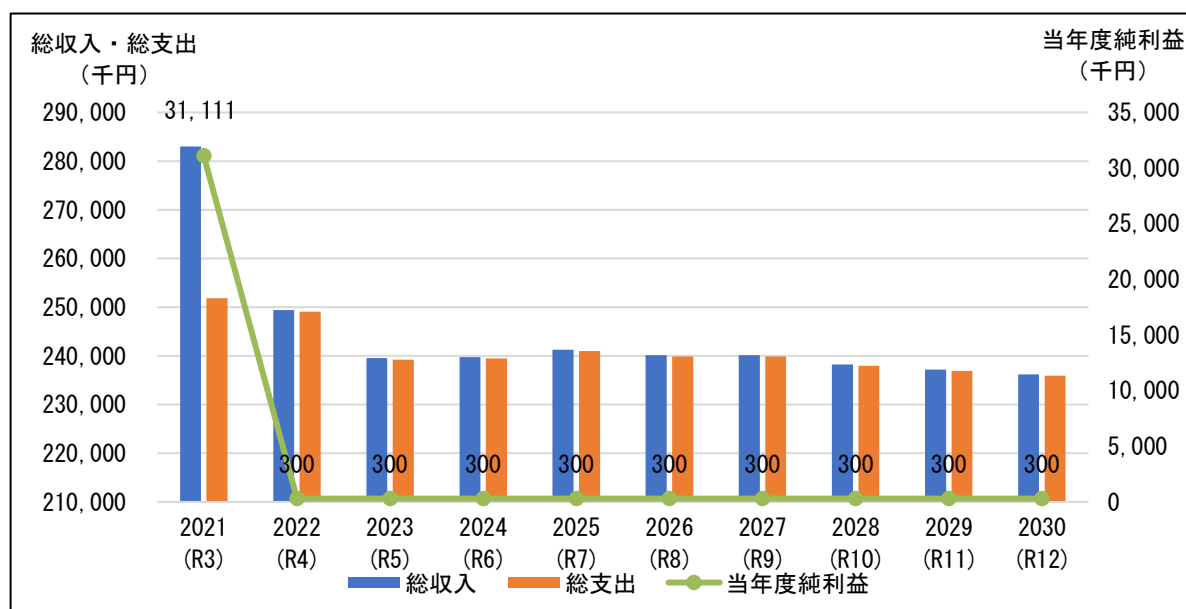
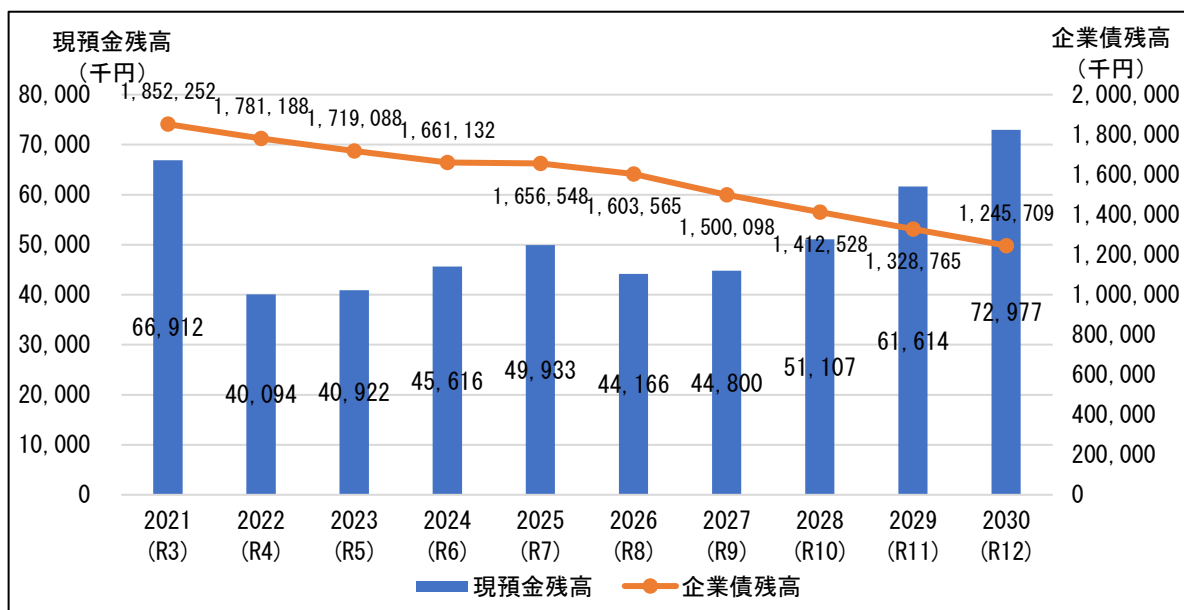


表5-7 現預金残高及び企業債残高の将来推計推移



【特定環境保全公共下水道】

① 収益的収支

収入では、処理区域内人口の増加や農業集落排水の編入などにより有収水量が増加し、推計年度中においては料金収入が増加傾向となっています。また、法適化に伴い長期前受金戻入が計上されていきます。

支出では、法適化に伴い計上していく減価償却費が支出を大きく増加させます。

当年度純利益は、収入において他会計補助金を繰入することなどにより、推計年度中において黒字で推移していきます。

② 資本的収支

支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、主に内部留保資金を補填財源として計上することで、収支均衡（ゼロ）を図ります。

③ 現預金残高と企業債残高

法適化前年度（2019（令和元）年度）は112千円とした現預金残高は、計画最終年度の2030（令和12）年度に1,000千円となる見込みです。

また、企業債残高は2020（令和2）年度には52,847千円あったものの、新たな借入れを行わないことから減少していき、計画最終年度の2030（令和12）年度には258,762千円にまで減少する見込みです。

表5-8 当年度純利益の将来推計推移

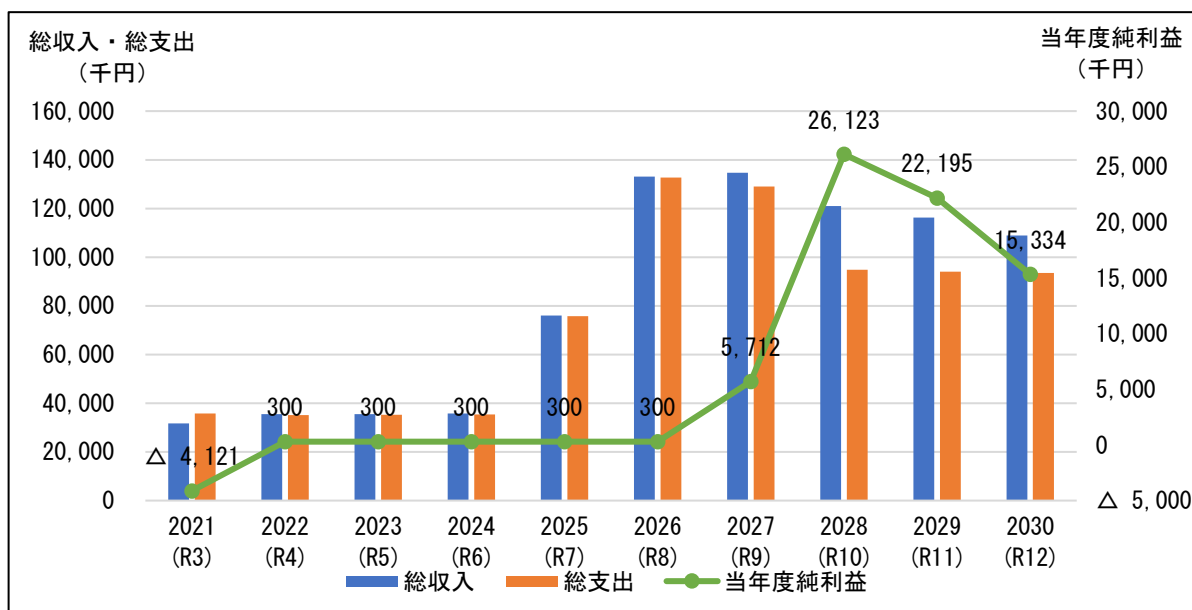
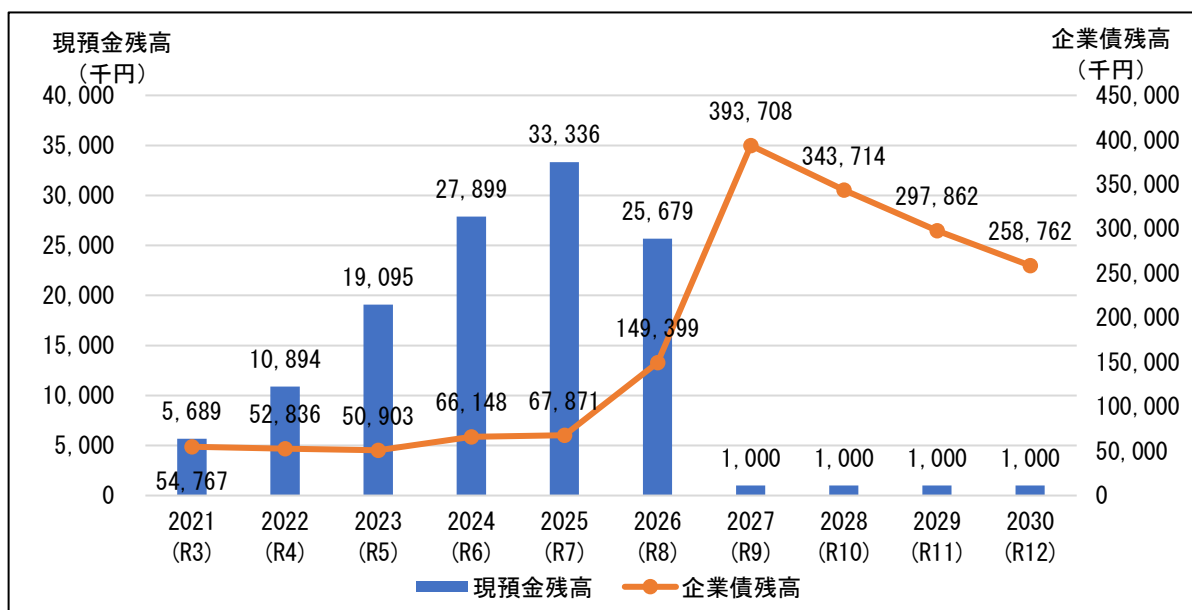


表5-9 現預金残高及び企業債残高の将来推計推移



(2) 投資・財政計画のまとめ

(1)で説明したとおり、使用料収入は増加し、企業債残高が縮小する見込みとなります。

ただし、それでも企業債残高は2030（令和12）年度末で1,504,471千円と多額になり、他会計繰入金も2030（令和12）年度で106,745千円と、多額の繰入が必要であることに変わりはありません。さらに、計画期間以降も管渠の整備が続くため、多額の投資が見込まれることを踏まえると、引き続き厳しい経営状況が続くことが予想されます。

また、本町下水道事業は2020（令和2）年度より地方公営企業法を適用していますが、地方公営企業の収支は独立採算が原則であること（地方公営企業法第17

条の2第2項）からも、経営の自立性の面で課題が残る結果となります。

以上を踏まえ、本計画における推計年度以降においては、老朽化する設備の更新費用や独立採算のための一般会計からの繰入金の削減などに取り組み、適正な下水道料金水準の検討も行っていくことが必要になると見込まれます。

公共下水道

【投資・財政計画（収支計画）】

（単位：千円）

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
				（ 決 算 ）	（ 予 算 ）	（ 予 算 ）	将来推計	将来推計	将来推計	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			97,273	94,521	94,634	90,798	92,192	93,607	
	(1) 料 金 収 入			97,272	94,521	94,634	90,744	92,138	93,553	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			—	—	—	—	—	—	
	(3) そ の 他			1	—	—	54	54	54	
	2. 営 業 外 収 益			144,538	198,508	188,351	158,583	147,342	146,155	
	(1) 補 助 金			143,451	144,992	139,457	108,804	96,798	94,848	
	他 会 計 補 助 金			143,451	144,992	139,457	108,804	96,798	94,848	
	そ の 他 補 助 金			—	—	—	—	—	—	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			—	44,483	46,073	48,364	49,128	49,892	
	(3) そ の 他			1,087	9,033	2,821	1,415	1,415	1,415	
	収 入 計 (C)			241,811	293,028	282,986	249,382	239,533	239,762	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			68,173	260,955	226,377	226,281	219,042	220,792
		(1) 職 員 給 与 費			15,679	20,309	19,713	19,713	19,713	19,713
		基 本 給			9,338	9,692	9,832	9,832	9,832	9,832
退 職 給 付 費				—	1,454	1,475	1,475	1,475	1,475	
そ の 他				6,341	9,163	8,405	8,405	8,405	8,405	
(2) 経 費				52,494	102,648	66,965	58,583	49,608	49,622	
動 力 費				599	759	879	892	906	920	
修 繕 費				—	12,291	9,349	29	29	29	
材 料 費				—	—	—	—	—	—	
そ の 他				51,894	89,598	56,737	57,662	48,673	48,673	
(3) 減 価 償 却 費				—	137,998	139,700	147,985	149,721	151,457	
2. 営 業 外 費 用				30,507	27,419	24,441	22,595	20,191	18,669	
(1) 支 払 利 息				29,652	27,419	24,440	22,378	19,974	18,452	
(2) そ の 他				855	—	1	217	217	217	
支 出 計 (D)			98,679	288,375	250,818	248,876	239,233	239,462		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			143,132	4,654	32,168	505	300	300		
特 別 利 益 (F)			—	607	—	—	—	—		
特 別 損 失 (G)			—	1,761	1,057	205	—	—		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			—	△ 1,154	△ 1,057	△ 205	—	—		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			143,132	3,500	31,111	300	300	300		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			—	3,500	34,610	34,910	35,210	35,510		
流 動 資 産 (J)			22,434	25,034	68,866	59,608	60,735	65,733		
	う ち 現 預 金			1,317	14,109	66,912	40,094	40,922	45,616	
	う ち 未 収 金			21,116	10,924	1,954	19,514	19,813	20,117	
流 動 負 債 (K)			129,191	113,477	115,409	103,019	98,870	98,296		
	う ち 建 設 改 良 費 分			129,010	111,572	111,865	102,900	98,758	98,184	
	う ち 一 時 借 入 金			—	—	—	—	—	—	
	う ち 未 払 金			181	1,905	3,545	119	112	112	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			—	—	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—	—	—		
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			97,273	94,521	94,634	90,798	92,192	93,607		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			97,273	94,521	94,634	90,798	92,192	93,607		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			—	—	—	—	—	—		

第5章 投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区 分		年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度		
				将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計		
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)			95,044	96,502	97,984	99,087	99,087	99,087		
		(1) 料金収入		94,990	96,449	97,930	99,033	99,033	99,033		
		(2) 受託工事収益 (B)		—	—	—	—	—	—		
	2. 営業外収益	(3) その他		54	54	54	54	54	54		
		(1) 補助金	他会計補助金		94,225	90,052	87,778	84,948	83,848	82,795	
			その他補助金		—	—	—	—	—	—	
	(2) 長期前受金戻入		50,604	52,190	52,969	52,789	52,858	52,916			
	(3) その他		1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415			
	収入計 (C)		241,288	240,160	240,146	238,239	237,209	236,213			
	収 益 的 支 出	1. 営業費用			221,970	225,194	226,547	225,980	226,213	226,421	
			(1) 職員給与費	基本給		9,832	9,832	9,832	9,832	9,832	9,832
				退職給付費		1,475	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
		その他			8,405	8,405	8,405	8,405	8,405	8,405	
(2) 経費		動力費		934	948	963	974	974	974		
		修繕費		29	29	29	29	29	29		
		材料費		—	—	—	—	—	—		
		その他		48,673	48,674	48,674	48,673	48,670	48,670		
(3) 減価償却費			152,621	155,831	157,169	156,592	156,828	157,035			
2. 営業外費用			19,018	14,666	13,299	11,959	10,695	9,492			
(1) 支払利息			18,801	14,449	13,082	11,742	10,479	9,275			
(2) その他			217	217	217	217	217	217			
支出計 (D)			240,988	239,860	239,846	237,939	236,909	235,913			
経常損益 (C)-(D) (E)		300	300	300	300	300	300				
特別利益 (F)		—	—	—	—	—	—				
特別損失 (G)		—	—	—	—	—	—				
特別損益 (F)-(G) (H)		—	—	—	—	—	—				
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		300	300	300	300	300	300				
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		35,810	36,110	36,410	36,710	37,010	37,310				
流 動 資 産 (J)			70,359	64,906	65,858	72,402	82,909	94,273			
	うち現預金		49,933	44,166	44,800	51,107	61,614	72,977			
	うち未収金		20,426	20,740	21,058	21,295	21,295	21,295			
流 動 負 債 (K)			109,271	103,603	97,625	93,829	93,122	90,504			
	うち建設改良費分		109,083	103,467	97,570	93,762	93,056	90,438			
	うち一時借入金		—	—	—	—	—	—			
	うち未払金		188	136	55	66	66	66			
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—				
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		—	—	—	—	—	—				
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		95,044	96,502	97,984	99,087	99,087	99,087				
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		—	—	—	—	—	—				
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		—	—	—	—	—	—				
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		—	—	—	—	—	—				
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		95,044	96,502	97,984	99,087	99,087	99,087				
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		—	—	—	—	—	—				

第5章 投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
				（決算）	（予算）	（予算）	将来推計	将来推計	将来推計	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 うち 資本費平準化債			88,795	125,888	120,386	40,800	40,800	40,800	
				—	—	—	—	—	—	
		2. 他 会 計 出 資 金		—	—	—	—	—	—	
		3. 他 会 計 補 助 金	5,641	38,166	20,061	6,255	3,285	2,033		
		4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—		
		5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—		
		6. 国（都道府県）補助金	58,900	81,790	54,469	25,500	25,500	25,500		
		7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—		
		8. 工 事 負 担 金	16,798	17,297	9,828	6,660	6,660	6,660		
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—			
	計 (A)	170,134	263,141	204,744	79,215	76,245	74,993			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—			
	純 計 (A)-(B) (C)	170,134	263,141	204,744	79,215	76,245	74,993			
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち 職員給与費			161,625	226,897	193,692	73,103	73,103	73,103
					3,854	6,329	6,700	7,886	7,886	7,886
		2. 企 業 債 償 還 金	133,986	129,010	111,572	111,865	102,900	98,758		
		3. 他会計長期借入返還金	—	—	—	—	—	—		
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—		
		5. そ の 他	—	—	491	—	—	—		
計 (D)	295,611	355,907	305,755	184,968	176,003	171,861				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				125,477	92,766	101,011	105,753	99,758	96,868	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				79,284	93,337	99,621	99,758	96,868	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				—	—	—	—	—	
	3. 繰 越 工 事 資 金				—	—	—	—	—	
	4. そ の 他				13,481	7,675	6,133	—	—	
計 (F)				92,766	101,011	105,753	99,758	96,868		
補填財源不足額 (E)-(F)				—	—	—	—	—	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				—	—	—	—	—	—	
企 業 債 残 高 (H)				1,846,561	1,843,439	1,852,252	1,781,188	1,719,088	1,661,132	

○他会計繰入金

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				（決算）	（予算）	（予算）	将来推計	将来推計	将来推計
収 益 的 収 支 分				143,451	144,992	139,457	108,804	96,798	94,848
	うち 基準内繰入金			122,590	123,907	119,177	74,591	65,961	65,791
	うち 基準外繰入金			20,861	21,085	20,280	34,213	30,838	29,056
資 本 的 収 支 分				5,641	38,166	20,061	6,255	3,285	2,033
	うち 基準内繰入金			5,641	38,166	20,061	6,255	3,285	2,033
	うち 基準外繰入金			—	—	—	—	—	—
合 計				149,092	183,158	159,519	115,059	100,084	96,881

（単位：千円）

区 分		年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
				将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		93,600	56,100	—	10,000	10,000	10,000	
		うち資本費平準化債		—	—	—	—	—	—	
		2. 他 会 計 出 資 金		—	—	—	—	—	—	
		3. 他 会 計 補 助 金		714	—	—	—	—	—	
		4. 他 会 計 負 担 金		—	—	—	—	—	—	
		5. 他 会 計 借 入 金		—	—	—	—	—	—	
		6. 国（都道府県）補助金		60,400	37,400	—	4,000	4,000	4,000	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金		—	—	—	—	—	—	
		8. 工 事 負 担 金		15,494	9,150	—	1,000	1,000	1,000	
		9. そ の 他		—	—	—	—	—	—	
	計 (A)		170,208	102,650	—	15,000	15,000	15,000		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		—	—	—	—	—	—		
	純 計 (A)-(B) (C)		170,208	102,650	—	15,000	15,000	15,000		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		169,791	102,908	—	15,000	15,000	15,000
			うち職員給与費		18,316	11,101	—	1,618	1,618	1,618
			2. 企 業 債 償 還 金		98,184	109,083	103,467	97,570	93,762	93,056
			3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		—	—	—	—	—	—
			4. 他 会 計 へ の 支 出 金		—	—	—	—	—	—
			5. そ の 他		—	—	—	—	—	—
計 (D)		267,975	211,991	103,467	112,570	108,762	108,056			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			97,767	109,341	103,467	97,570	93,762	93,056		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		97,767	109,341	103,467	97,570	93,762	93,056	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		—	—	—	—	—	—	
		3. 繰 越 工 事 資 金		—	—	—	—	—	—	
		4. そ の 他		—	—	—	—	—	—	
計 (F)		97,767	109,341	103,467	97,570	93,762	93,056			
補填財源不足額 (E)-(F)			—	—	—	—	—	—		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			—	—	—	—	—	—		
企 業 債 残 高 (H)			1,656,548	1,603,565	1,500,098	1,412,528	1,328,765	1,245,709		

○他会計繰入金

区 分		年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
				将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			94,225	90,052	87,778	84,948	83,848	82,795
	うち基準内繰入金		67,250	64,022	61,356	58,234	57,161	56,177	
	うち基準外繰入金		26,976	26,030	26,422	26,713	26,687	26,617	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			714	—	—	—	—	—
	うち基準内繰入金		714	—	—	—	—	—	
	うち基準外繰入金		—	—	—	—	—	—	
合 計			94,939	90,052	87,778	84,948	83,848	82,795	

〔投資・財政計画の前提条件について〕

項目	項目	推計条件（2021（R3）以降）
収益的収入	料金収入	①年間有収水量（m ³ ）×②使用料単価（円/m ³ ） ①：2014（H26）～2018（H30）普及率の平均増加率が継続するものとして普及率を算定し、当該普及率に比例して有収水量が増減すると仮定。なお、普及率の上限は95%としている（総合計画 下水道整備率 H27年度目標95%）。 ②：過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値を使用
	受託工事収益	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	他会計補助金	必要な資金残高を下回らないよう補助を受ける
	長期前受金戻入	2020（R2）年度の減価償却費に対する長期前受金戻入額の割合を、減価償却費（見込）に乘じ算定
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
収益的支出	職員給与費	直近予算で一定
	動力費	有収水量に比例して増減すると仮定して計算
	修繕費	老朽化比率に比例するとして算定
	材料費	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値＋貸倒引当金繰入額 貸倒引当金繰入額：当年度の貸倒引当金－前年度の貸倒引当金
	減価償却費	既存の減価償却費推計を種類ごとの耐用年数で算定
	支払利息	■既存分 地方債返済推計表を反映 ■新規分 （令和元年7月31日経済財政諮問会議提出）ベースラインケースの名目長期金利を支払利率とする。その他企業債の条件は企業債欄参照。
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
資本的収入	企業債	投資計画に基づく 企業債の発行条件は、償還期間30年、据え置き期間5年とする
	他会計負担金	必要な資金残高を下回らないよう補助を受ける
	国（都道府県）補助金	建設改良費の28%（過去平均）とする
	工事負担金	建設改良費の9%（過去平均）とする
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
資本的支出	建設改良費	投資計画に基づく
	職員給与費	建設改良費と職員給与費の割合 過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	企業債償還金	①既存企業債分＋②更新投資に伴う起債分 ②は企業債欄に記載の条件にて算定

特定環境保全公共下水道

【投資・財政計画（収支計画）】

（単位：千円）

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
				（ 決 算 ）	（ 予 算 ）	（ 予 算 ）	将来推計	将来推計	将来推計	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			14,976	18,359	18,382	17,668	17,668	17,668	
	(1) 料 金 収 入			14,976	18,359	18,382	17,657	17,657	17,657	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			—	—	—	—	—	—	
	(3) そ の 他			0	—	—	11	11	11	
	2. 営 業 外 収 益			8,005	17,529	13,333	17,791	17,871	18,074	
	(1) 補 助 金			7,733	7,816	7,518	12,478	12,553	12,633	
	他 会 計 補 助 金			7,733	7,816	7,518	12,478	12,553	12,633	
	そ の 他 補 助 金			—	—	—	—	—	—	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			—	4,933	5,109	4,940	4,944	5,068	
	(3) そ の 他			272	4,780	706	373	373	373	
	収 入 計 (C)			22,981	35,889	31,714	35,459	35,539	35,742	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			15,109	36,598	34,850	34,512	34,699	34,913
		(1) 職 員 給 与 費			3,922	5,080	4,931	4,931	4,931	4,931
基 本 給				2,335	2,423	2,459	2,459	2,459	2,459	
退 職 給 付 費				—	364	369	369	369	369	
そ の 他				1,587	2,293	2,104	2,104	2,104	2,104	
(2) 経 費				11,187	15,219	13,419	12,929	12,929	12,929	
動 力 費				175	171	222	222	222	222	
修 繕 費				—	—	—	—	—	—	
材 料 費				—	—	—	—	—	—	
そ の 他				11,012	15,048	13,197	12,706	12,707	12,707	
(3) 減 価 償 却 費				—	16,299	16,499	16,652	16,838	17,052	
2. 営 業 外 費 用				983	909	810	626	540	529	
(1) 支 払 利 息				983	909	810	614	529	517	
(2) そ の 他			—	—	—	11	11	11		
支 出 計 (D)			16,092	37,506	35,660	35,137	35,239	35,442		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			6,889	△ 1,618	△ 3,946	322	300	300		
特 別 利 益 (F)			—	66	—	—	—	—		
特 別 損 失 (G)			—	292	175	22	—	—		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			—	△ 226	△ 175	△ 22	—	—		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			6,889	△ 1,844	△ 4,121	300	300	300		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			—	△ 1,844	△ 5,964	300	600	900		
流 動 資 産 (J)			1,907	2,128	5,855	12,991	21,192	29,996		
	う ち 現 預 金		112	1,200	5,689	10,894	19,095	27,899		
	う ち 未 収 金		1,795	929	166	2,097	2,097	2,097		
流 動 負 債 (K)			7,447	4,758	4,832	3,952	3,473	11,637		
	う ち 建 設 改 良 費 分		7,431	4,596	4,531	3,933	3,453	11,564		
	う ち 一 時 借 入 金		—	—	—	—	—	—		
	う ち 未 払 金		15	162	301	19	20	73		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			—	—	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—	—	—		
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			14,976	18,359	18,382	17,668	17,668	17,668		
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			14,976	18,359	18,382	17,668	17,668	17,668		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			—	—	—	—	—	—		

第5章 投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区 分		年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
				将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	
收 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)			25,505	37,785	42,279	42,279	42,279	42,279	
	(1) 料金収入			25,494	37,774	42,268	42,268	42,268	42,268	
	(2) 受託工事収益 (B)			—	—	—	—	—	—	
	(3) その他			11	11	11	11	11	11	
	2. 営業外収益			50,507	95,268	92,393	78,712	73,950	66,624	
	(1) 補助金			33,008	60,982	49,776	36,095	31,334	23,950	
	他会計補助金			33,008	60,982	49,776	36,095	31,334	23,950	
	その他補助金			—	—	—	—	—	—	
	(2) 長期前受金戻入			17,125	33,913	42,243	42,243	42,243	42,300	
	(3) その他			373	373	373	373	373	373	
	収入計 (C)			76,011	133,053	134,671	120,990	116,229	108,902	
	支 出	1. 営業費用			52,826	77,355	89,357	88,882	88,672	88,839
		(1) 職員給与費			4,931	4,931	4,931	4,931	4,931	4,931
基本給				2,459	2,459	2,459	2,459	2,459	2,459	
退職給付費				369	369	369	369	369	369	
その他				2,104	2,104	2,104	2,104	2,104	2,104	
(2) 経費				13,038	13,198	13,245	13,239	13,239	13,239	
動力費				321	476	532	532	532	532	
修繕費				—	—	—	—	—	—	
材料費				—	—	—	—	—	—	
その他				12,716	12,722	12,712	12,707	12,707	12,707	
(3) 減価償却費				34,857	59,226	71,181	70,711	70,502	70,668	
2. 営業外費用				885	398	6,602	5,985	5,361	4,729	
(1) 支払利息				874	387	6,590	5,974	5,350	4,718	
(2) その他			11	11	11	11	11	11		
支出計 (D)			53,711	77,753	95,959	94,867	94,034	93,568		
経常損益 (C)-(D) (E)			22,300	55,300	38,712	26,123	22,195	15,334		
特別利益 (F)			—	—	—	—	—	—		
特別損失 (G)			22,000	55,000	33,000	—	—	—		
特別損益 (F)-(G) (H)			△ 22,000	△ 55,000	△ 33,000	—	—	—		
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			300	300	5,712	26,123	22,195	15,334		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			1,200	1,500	7,212	17,229	17,647	18,065		
流 動 資 産 (J)			36,363	30,163	6,018	6,018	6,018	6,018		
	うち現預金			33,336	25,679	1,000	1,000	1,000	1,000	
	うち未収金			3,027	4,485	5,018	5,018	5,018	5,018	
流 動 負 債 (K)			31,824	58,807	54,608	50,470	43,719	38,159		
	うち建設改良費分			31,793	58,794	54,595	50,452	43,700	38,140	
	うち一時借入金			—	—	—	—	—	—	
	うち未払金			32	13	13	19	19	19	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			—	—	—	—	—	—		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)			—	—	—	—	—	—		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			25,505	37,785	42,279	42,279	42,279	42,279		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)			—	—	—	—	—	—		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)			—	—	—	—	—	—		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)			—	—	—	—	—	—		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			25,505	37,785	42,279	42,279	42,279	42,279		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)			—	—	—	—	—	—		

第5章 投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				（決算）	（予算）	（予算）	将来推計	将来推計	将来推計
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 うち資本費平準化債		4,805	6,812	6,514	2,600	2,000	18,700	
		2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	
		3. 他 会 計 補 助 金	271	1,834	964	—	—	—	
		4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	
		5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	
		6. 国（都道府県）補助金	—	—	—	2,800	4,500	40,700	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	
		8. 工 事 負 担 金	2,871	303	172	2,393	2,450	22,078	
		9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	
		計 (A)	7,947	8,949	7,650	7,793	8,950	81,478	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—		
	純 計 (A)-(B) (C)	7,947	8,949	7,650	7,793	8,950	81,478		
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち職員給与費		5,717	8,026	6,851	7,854	9,009	81,557
			2. 企 業 債 償 還 金	7,718	7,431	4,596	4,531	3,933	3,453
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		—	—	—	—	—	—		
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		—	—	—	—	—	—		
5. そ の 他		—	—	9	2	2	2		
計 (D)		13,435	15,457	11,456	12,386	12,944	85,012		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			5,488	6,508	3,806	4,593	3,994	3,534	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 3. 繰 越 工 事 資 金 4. そ の 他		—	5,563	3,517	4,593	3,994	3,534	
		計 (F)	—	6,508	3,806	4,593	3,994	3,534	
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	—	—	—	—	—	—	
		他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	—	—	—	—	—	—	
企 業 債 残 高 (H)			53,466	52,847	54,767	52,836	50,903	66,148	

○他会計繰入金

区 分		年 度		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				（決算）	（予算）	（予算）	将来推計	将来推計	将来推計
収 益 的 収 支 分		7,733	7,816	7,518	12,478	12,553	12,633		
	うち基準内繰入金	210	212	204	3,150	3,467	3,590		
	うち基準外繰入金	7,523	7,604	7,314	9,327	9,086	9,043		
資 本 的 収 支 分		271	1,834	964	—	—	—		
	うち基準内繰入金	271	1,834	964	—	—	—		
	うち基準外繰入金	—	—	—	—	—	—		
合 計		8,004	9,650	8,481	12,478	12,553	12,633		

第5章 投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区 分		年 度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
			将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	5,200	—	—	4,600	4,600	4,600	
		うち資本費平準化債	—	—	—	—	—	—	
		2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	
		3. 他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	
		4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	
		5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	
		6. 国（都道府県）補助金	12,400	—	—	400	400	400	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	
		8. 工 事 負 担 金	7,245	—	—	2,000	2,000	2,000	
		9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	
	計 (A)	24,845	—	—	7,000	7,000	7,000		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—		
	純 計 (A)-(B) (C)	24,845	—	—	7,000	7,000	7,000		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	24,903	—	—	7,000	7,000	7,000
			うち職員給与費	5,274	—	—	1,483	1,483	1,483
			2. 企 業 債 償 還 金	11,564	31,793	58,794	54,595	50,452	43,700
			3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	—	—	—	—	—	—
			4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—
			5. そ の 他	2	2	2	2	2	2
計 (D)	36,468	31,795	58,795	61,596	57,453	50,702			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	11,623	31,795	58,795	54,596	50,453	43,702	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	11,623	31,795	58,795	34,148	28,258	28,368	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	—	—	—	16,107	21,777	14,916	
		3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	
		4. そ の 他	—	—	—	4,342	418	418	
計 (F)	11,623	31,795	58,795	54,596	50,453	43,702			
補填財源不足額 (E)-(F)		(E)-(F)	—	—	—	—	—	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		(G)	—	—	—	—	—	—	
企 業 債 残 高 (H)		(H)	67,871	149,399	393,708	343,714	297,862	258,762	

○他会計繰入金

区 分		年 度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
			将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		33,008	60,982	49,776	36,095	31,334	23,950
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		33,008	60,982	49,776	36,095	31,334	23,950
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		—	—	—	—	—	—
	うち基準内繰入金		—	—	—	—	—	—
	うち基準外繰入金		—	—	—	—	—	—
合 計			33,008	60,982	49,776	36,095	31,334	23,950

〔投資・財政計画の前提条件について〕

項目	項目	推計条件（2021（R3）以降）
収益的収入	料金収入	①年間有収水量（m ³ ）×②使用料単価（円/m ³ ） ①：2014（H26）～2018（H30）普及率の平均増加率が継続するものとして普及率を算定し、当該普及率に比例して有収水量が増減すると仮定。なお、普及率の上限は95%としている（総合計画 下水道整備率 H27年度目標95%）。 ②：過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値を使用
	受託工事収益	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	他会計補助金	必要な資金残高を下回らないよう補助を受ける
	長期前受金戻入	2020（R2）年度の減価償却費に対する長期前受金戻入額の割合を、減価償却費（見込）に乘じ算定
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
収益的支出	職員給与費	直近予算で一定
	動力費	有収水量に比例して増減すると仮定して計算
	修繕費	老朽化比率に比例するとして算定
	材料費	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値＋貸倒引当金繰入額 貸倒引当金繰入額：当年度の貸倒引当金－前年度の貸倒引当金
	減価償却費	既存の減価償却費推計を種類ごとの耐用年数で算定
	支払利息	■既存分 地方債返済推計表を反映 ■新規分 （令和元年7月31日経済財政諮問会議提出）ベースラインケースの名目長期金利を支払利率とする。その他企業債の条件は企業債欄参照。
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
資本的収入	企業債	投資計画に基づく 企業債の発行条件は、償還期間30年、据え置き期間5年とする
	他会計負担金	必要な資金残高を下回らないよう補助を受ける
	国（都道府県）補助金	建設改良費の28%（過去平均）とする
	工事負担金	建設改良費の9%（過去平均）とする
	その他	過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
資本的支出	建設改良費	投資計画に基づく
	職員給与費	建設改良費と職員給与費の割合 過去5年（2015（H27）～2019（R1））の平均値
	企業債償還金	①既存企業債分＋②更新投資に伴う起債分 ②は企業債欄に記載の条件にて算定

第6章 効率化・経営健全化への今後の取組

1. 不明水対策

不明水対策は、有収率の向上につながり、その対策費用の一部は、繰入基準に認められる経費であることから積極的に取り組めます。

2. 施設の長寿命化

汚水処理施設は、予防保全型管理により延命化を図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。

3. スtockマネジメントの導入

下水道等の管路施設は、設置後30年を経過すると道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加することが分かっています。

本町の場合、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニル管が86%以上であるため、管路施設について当面の間は老朽化対策の必要性は低いと考えています。既に維持管理主体の事業にシフトしていますので、適切で効率的な維持管理の体制を整えていく必要があります。

そこで、ストックマネジメント計画の策定を進めていきます。ストックマネジメントとは、予算の制約の下で持続可能な下水道サービスを提供するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理する手法のことです。

4. 適正な下水道使用料の検討

現在、下水道事業は、補助金や一般会計からの繰入金に依存して経営が成り立っています。

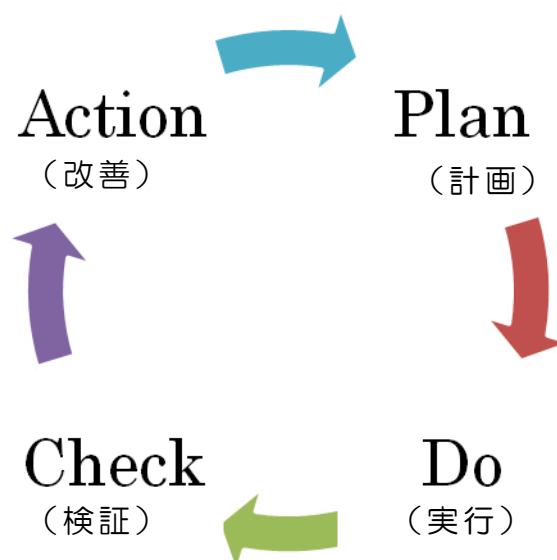
同事業は、過大な設備投資を必要とする典型的な装置産業ですが、公営企業の目指すべき姿は「独立採算」であり、適正な使用料のあり方を検討する必要があります。

第7章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCA サイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するという PDCA サイクルの一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。



吉岡町下水道事業
(公共下水道、特定環境保全公共下水道)
経営戦略
(2021(令和3)年度
~2030(令和12)年度)

令和3年3月
吉岡町上下水道課